

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

リファインバース株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 業績等の概要	11
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	16
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	23
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	46
4. 株価の推移	46
5. 役員の状況	47
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	50
第5 経理の状況	55
1. 連結財務諸表等	56
(1) 連結財務諸表	56
(2) その他	103
2. 財務諸表等	104
(1) 財務諸表	104
(2) 主な資産及び負債の内容	117
(3) その他	117
第6 提出会社の株式事務の概要	118
第7 提出会社の参考情報	119
1. 提出会社の親会社等の情報	119
2. その他の参考情報	119

第二部 提出会社の保証会社等の情報	120
第三部 特別情報	121
第1 連動子会社の最近の財務諸表	121
第四部 株式公開情報	122
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	122
第2 第三者割当等の概況	127
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	127
2. 取得者の概況	128
3. 取得者の株式等の移動状況	129
第3 株主の状況	130
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	平成28年 6月23日
【会社名】	リファインバース株式会社
【英訳名】	REFINVERSE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越智 晶
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
【電話番号】	03-5643-7890
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 大谷 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
【電話番号】	03-5643-7890
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 大谷 淳

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期
決算年月		平成26年6月	平成27年6月
売上高	(千円)	1,702,227	1,809,389
経常利益	(千円)	102,666	149,030
当期純利益	(千円)	68,803	70,111
包括利益	(千円)	68,803	70,111
純資産額	(千円)	54,099	124,211
総資産額	(千円)	1,340,321	1,403,251
1株当たり純資産額	(円)	△2,683.73	△2,509.71
1株当たり当期純利益金額	(円)	53.41	54.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	4.0	8.9
自己資本利益率	(%)	—	78.6
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△106,692	73,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△162,931	85,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	685,208	21,433
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	505,679	685,834
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	114 (10)	101 (8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第11期の自己資本利益率については、第10期の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

6. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

7. 当社は、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	510,344	481,475	562,856	626,282	702,781
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△16,058	11,315	33,776	19,647	5,586
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△350,601	△207,666	△91,231	16,632	285
資本金 (千円)	10,000	50,000	50,000	300,000	300,000
発行済株式総数					
普通株式	80,582	80,582	80,582	80,582	80,582
A種優先株式	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
B種優先株式	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
C種優先株式	61,080	77,080	77,080	77,080	77,080
D種優先株式	—	—	—	50,000	50,000
純資産額 (千円)	△282,563	△410,230	△501,461	15,170	15,456
総資産額 (千円)	351,153	294,937	267,562	855,118	921,666
1株当たり純資産額 (円)	△10,398.89	△12,975.97	△14,108.13	△2,780.35	△2,779.64
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△2,205.07	△1,020.10	△439.33	12.91	0.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△80.5	△139.1	△187.4	1.8	1.7
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	1.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	34	33	29	33	27
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(6)	(5)	(5)	(4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成28年4月11日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式4株、B種優先株式1株につき普通株式2株、C種優先株式1株及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成28年4月21日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を消却しております。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期から第10期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第11期及び第12期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第8期から第10期の自己資本利益率については、自己資本がマイナスであり当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、第11期の自己資本利益率については、第10期の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を () 内にて外数で記載しております。

7. 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- なお、第8期、第9期及び第10期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
8. 第9期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 当社は、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	△2,079.78	△2,595.19	△2,821.63	△2,780.35	△2,779.64
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (円)	△441.01	△204.02	△87.87	12.91	0.22
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成15年12月に産業廃棄物由来の再生樹脂の製造販売を本格的に事業化する目的で設立されております。一方で、グループとしての祖業は現子会社である株式会社ジーエムエスの昭和58年7月の設立であり、現在の樹脂再生技術の確立は平成13年12月であります。

そのため以下では、グループの祖業から現在に至るまでの企業集団としての沿革を記載しております。

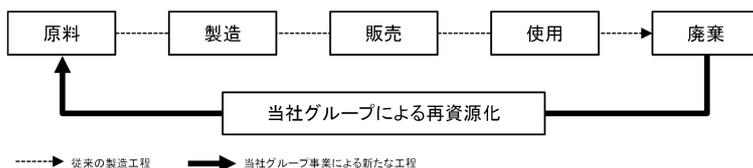
年月	事項
昭和58年7月	有限会社御美商（現連結子会社 株式会社ジーエムエス）を東京都葛飾区に設立
平成5年7月	有限会社御美商が株式会社御美商に改組
平成12年3月	株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン3）を設置
平成13年11月	廃棄タイルカーペットをリサイクルするための実証プラント（リファイン2）を東京都葛飾区に設置
平成13年12月	現在の樹脂再生技術を確立
平成14年3月	株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン1）を設置
平成14年5月	創業期のベンチャー企業経営支援を行っている株式会社大前・ビジネス・ディベロップメントに対して第三者割当増資を実施。タイルカーペトリサイクルの実証プラントを設置し実証試験を開始
平成15年12月	再生樹脂の製造販売事業を本格化させることを目的として、株式会社御美商、内装解体業を行う株式会社ベスト及び産業廃棄物処理装置の製造販売を行うライザエンジニアリング株式会社の3社が株式移転により共同で事業持株会社リファインバース株式会社（以下「当社」という。）を設立
平成16年6月	リサイクル事業の拡充及びグループ本社機能の強化を目的として、東京都中央区に本社事務所を移転
平成17年7月	株式会社御美商と株式会社ベストは産業廃棄物処理事業の強化を目的に、株式会社御美商を存続会社として吸収合併
平成17年8月	千葉工場が千葉県エコタウンプランの施設として環境省より承認を受ける。
平成17年12月	株式会社御美商が東京都大田区に中間処理施設（TACS3）を設置
平成18年1月	ライザエンジニアリング株式会社の全株式を外部に譲渡し非子会社化
平成18年6月	千葉県より産業廃棄物処分業許可を取得（許可番号：01220128419号 切削による中間処理）
平成18年7月	千葉県八千代市において、再生樹脂製造工場の本格稼働開始
平成18年9月	当社による再生樹脂製造を補完し、タイルカーペットの再資源化を強化する目的としてインバースプロダクツ株式会社（現連結子会社）を設立し、当社千葉工場内での事業開始
平成21年2月	使用済みタイルカーペットの再資源化システムを確立するために森ビル株式会社と協業開始
平成23年6月	住江織物株式会社及び株式会社ミノエが、当社及び住友商事株式会社の4社で共同開発したリサイクルタイルカーペット「ECOS（エコス）シリーズ」の製造を開始
平成25年2月	株式会社御美商が株式会社ジーエムエスに社名変更
平成28年1月	再生樹脂製品の生産拠点拡張を目的とした用地取得（千葉県富津市）に向け、千葉県企業庁に事業計画書を提出
平成28年3月	千葉県八千代市において新開発の高分離精製プロセスの実証プラントを設置
平成28年4月	日東化工株式会社のリサイクルナイロン製品の事業の事業譲渡に合意。営業権及び技術供与を受け、ナイロン樹脂のリサイクル事業に参入

3 【事業の内容】

1. 当社グループの事業目的と事業概要

当社は、製造業におけるプロダクトライフサイクル（製品製造工程）において、廃棄物の再資源化を行い、これまでの製造工程とは異なる新たなマテリアルサイクル（材料・物質の循環）を形成し、社会の持続的発展に寄与することを目的として設立されております。そのため当社の社名には、従来の物の流れを逆転させ（Inverse）、資源として精製する（Refine）という思いが込められております。

・当社事業目的のイメージ図



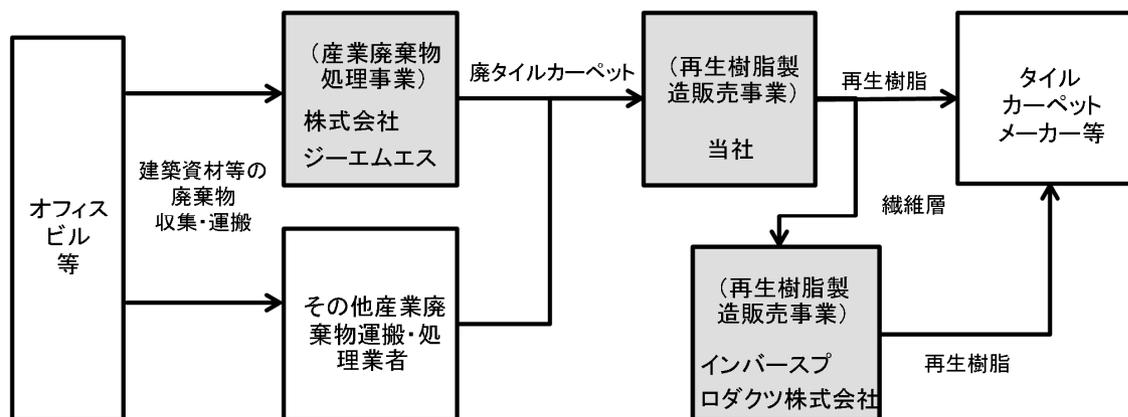
当社グループは、当社及び連結子会社2社（インバースプロダクツ株式会社、株式会社ジーエムエス）で構成されており、上述のとおり廃棄物の再資源化を目的とした事業展開を行っており、現在の事業区分は再生樹脂製造販売事業並びに産業廃棄物処理事業となっております。

再生樹脂製造販売事業においては、現時点では使用済みタイルカーペットの再資源化に着目しており、廃棄されたタイルカーペットに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度タイルカーペットの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。

産業廃棄物処理事業は主として、首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。

当社グループでは、再生樹脂製造販売事業を当社及びインバースプロダクツ株式会社が行っており、産業廃棄物処理事業を株式会社ジーエムエスで行っております。当社グループの各事業及びグループ会社間の商流は以下のとおりです。なお、記載されている事業については、セグメントにおける事業区分と同一の区分であります。

・当社グループ事業の主な商流について



※インバースプロダクツ株式会社からの再生樹脂販売の大部分は当社を経由してタイルカーペットメーカー等に販売しております。

2. 各事業の特長

(1) 再生樹脂製造販売事業

再生樹脂製造販売事業は、使用済みタイルカーペットを当社独自技術により再生処理を行い合成樹脂製品として販売しております。以下に当社及びインバースプロダクツ株式会社それぞれが製造する、再生樹脂の製造工程及びその特長について記載します。

a. 製造会社別の製造工程の特長

製品名	製造会社	製造工程	製造工程の特長
リファイン パウダー	当社	回収した使用済みタイルカーペットの樹脂部分と繊維部分を当社独自の切削技術により分離すると共に樹脂部分を粉体化	当社独自の技術により、繊維部分が縫い込まれた使用済みタイルカーペットのうち、樹脂純度の高い裏面樹脂層のみを剥離粉体化
	インバースプロダクツ株式会社	当社で再生樹脂製造時に剥離された使用済みタイルカーペットの表面（繊維層）を粉碎後、比重分離することで樹脂部分を取り出すことを中心に実施	当社再生樹脂並の純度での樹脂採取はできないものの、処分しなければならない廃棄物を削減可能

b. 販売体制

当事業は、製造業としての側面に加えて産業廃棄物の中間処理事業としての側面も有しております。そのため当事業にかかる売上は、当社における使用済みタイルカーペットの受け入れ時に処理受託料として計上されるもの及び再生樹脂のタイルカーペットメーカー等への販売時に計上されるものがあります。

使用済みタイルカーペットの受け入れにかかる営業体制としては、産業廃棄物処理業者への営業活動を原料調達担当1名で行っております。現時点では最終処分場への処理委託より安価で当社グループが中間処理を受託できている状態にあるため、十分競争力のある状態であると考えております。

再生樹脂の販売についても、オフィスビル運営者等のエコへの取り組みに対する機運の高まり等を背景に、大手タイルカーペットメーカー各社の再生樹脂利用ニーズは高まっております。現状製品販売担当1名にて販売活動を行っており、一部商社経由での販売もあるものの、住江織物株式会社、東リ株式会社、株式会社サンゲツ、株式会社川島織物セルコン等主要なタイルカーペットメーカーの製品原料としての販売を実現しております。

また当社の再生樹脂は品質の安定したコスト競争力のある汎用樹脂として建築資材や自動車部品などタイルカーペット以外の用途でも積極的に採用されております。

原料調達及び製品販売ともに継続的な取引関係に基づく販売がなされているため、少人数の人員による効率的な販売体制を構築できているものと認識しております。

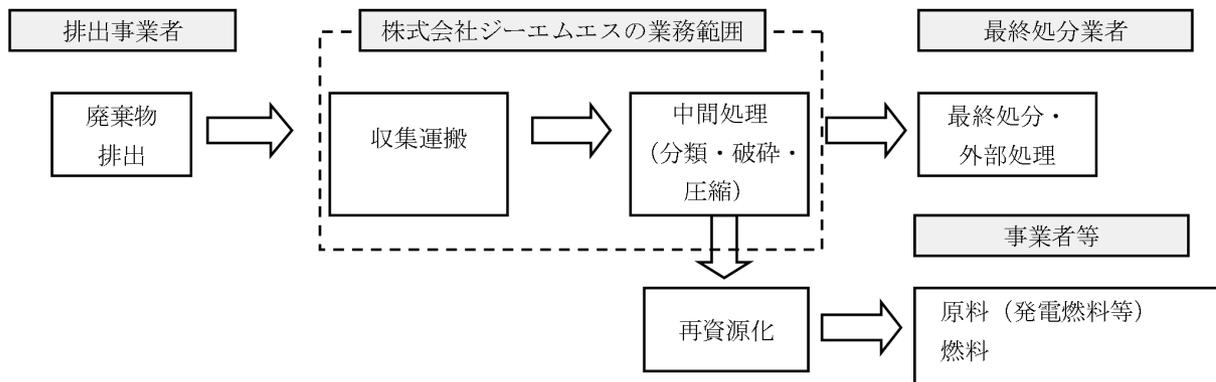
c. その他の販売製品

上記 a に記載のとおり、インバースプロダクツ株式会社での製造工程の最終段階では粉碎した繊維層を比重分離し、樹脂部分と繊維部分に分けております。現在この繊維部分については、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として販売しておりますが、残りの約半分は当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しております。当社グループでは、使用済みタイルカーペットの再資源化率を100%に近づけるために、当該繊維部分を原料に再生ナイロン樹脂を製造する方法を研究しております。詳細は第2 [事業の状況] 6 [研究開発活動] をご参照ください。

(2) 産業廃棄物処理事業

主に首都圏において排出される産業廃棄物を対象とし、廃棄物を収集し中間処理工場へ運搬する「収集運搬」業務、自社中間処理工場へ搬入された廃棄物を品目別に適切に選別し、異物除去、破砕、圧縮等の処理を行う「中間処理」業務、中間処理された廃棄物を整えた上で可能な限り再資源化学品として搬出する「再資源化」業務を行っております。

・産業廃棄物の処理フローと株式会社ジーエムエスの業務範囲

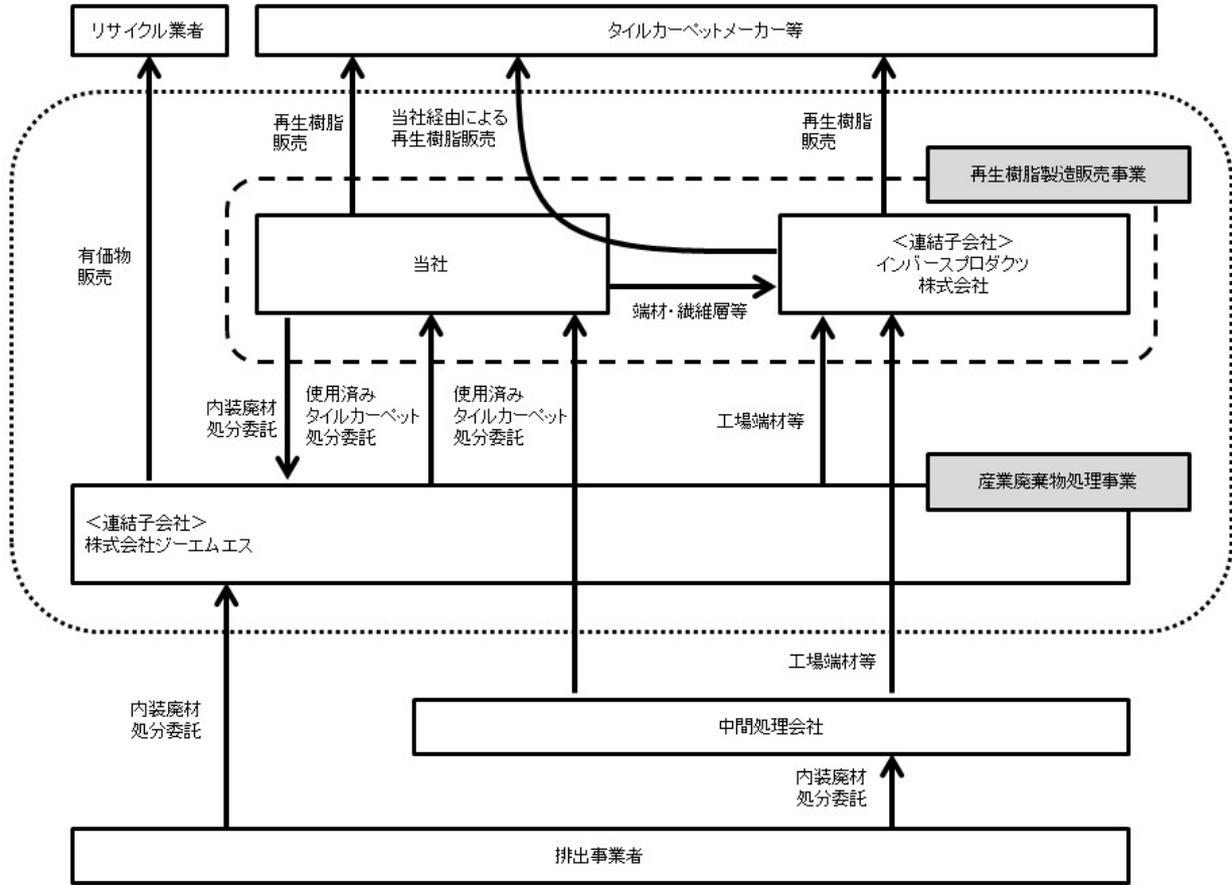


産業廃棄物処理事業における主要な施設及び当該施設での業務内容は以下のとおりであります。

施設名称	施設所在地	施設の特長	業務内容
リファイン1	東京都葛飾区	東京都内で城東地域に位置することから、都心及び副都心地域はもとより、近接する埼玉県からの搬入・搬出において交通の利便性を有しています。	中間処理 (破砕)
TACS3	東京都大田区	東京都内で城南地域に位置しており、都心及び副都心地域をはじめ、近接する神奈川県からの搬入において交通の利便性を有しています。また、葛飾区の当社中間処理施設「リファイン1」との位置関係より、東京都心部全域での産業廃棄物の受入が可能となっております。 また、TACS3は工業専用地域に設置されており、24時間操業が可能となっております、処理量の面での優位性を有しております。	中間処理 (破砕、圧縮梱包)

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジーエムエス	東京都中央区	71,000	産業廃棄物処理 事業	100	役員の兼任4名 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社へ産業廃棄物処理委託 当社から産業廃棄物処理受 託 当社に対する経費等の立替 当社による経費等の立替 当社からリースに関する債 務保証を受けております。
インバースプロダクツ株 式会社	千葉県八千代市	50,000	再生樹脂製造販 売事業	100	役員の兼任3名 当社から従業員の出向 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社への製品等の供給 当社から原料等の購入 経費等の立替を行っており ます。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 株式会社ジーエムエス及びインバースプロダクツ株式会社は、特定子会社に該当しております。
 3. 株式会社ジーエムエスは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除きます。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	1,111,159千円
経常利益	126,869千円
当期純利益	53,532千円
純資産額	261,106千円
総資産額	575,460千円

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
再生樹脂製造販売事業	24
産業廃棄物処理事業	64
全社（共通）	30
合計	118

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
31（9）	42.8	5.5	3,232

セグメントの名称	従業員数（人）
再生樹脂製造販売事業	12（7）
全社（共通）	19（2）
合計	31（9）

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、株式会社ジーエムエスにおいて東京東部労働組合ジーエムエス支部が組織されております。なお、当社グループの他の従業員により組織された労働組合はありません。労使関係については円満な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当連結会計年度における経済情勢は、米国において緩やかな回復が続きましたが、中国その他新興国の経済成長は力強さを欠き、また欧州経済の持ち直しも弱い動きとなりました。一方、国内では、政府の経済対策や金融政策の効果もあり、輸出企業の業績及び雇用情勢の改善などを背景に緩やかな回復基調となりました。

このような状況を反映して、不動産・建築市場が回復基調にある中、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、産業廃棄物処理事業においては新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の業績安定化などを通じ、売上を伸ばしてまいりました。また、再生樹脂製造販売事業においてはバージン樹脂が原油安で大幅に価格を下げながらも依然として価格優位性があることから、当社原料製品に対する引き合いは順調に増加しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,809,389千円（前年同期比6.3%増）、営業利益179,737千円（同38.6%増）、経常利益149,030千円（同45.2%増）、当期純利益70,111千円（同1.9%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメント別売上高はセグメント間取引の相殺前の数値です。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業につきましては、企業の新築オフィス物件への移転等の動きが見られ、使用済みタイルカーペットの調達量も順調に推移していきました。

また、不動産・建築市場が回復基調にある中、原状回復時のタイルカーペットの張り替え件数が増えていることに加え、インテリア業界においては環境対応製品の市場が拡大しており、その基礎原料として当社グループの製品が確固たる地位を確立していることから当社再生樹脂に対する需要は順調に増加しております。

その結果、売上高は721,317千円（前年同期比8.5%増）、セグメント利益は6,394千円（同22.6%増）となりました。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業につきましては、不動産・建築市場が回復しつつある中、首都圏を中心に再生樹脂製造販売事業における製品原料となる使用済みタイルカーペットの調達量を増やすことも視野に入れながら営業活動を拡大した結果、新規顧客の獲得、内装解体工事の受注増加など、着実に売上げを伸ばしてまいりました。

その結果、売上高は1,111,159千円（前年同期比3.1%増）、セグメント利益は133,728千円（同44.4%増）となりました。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費者マインドに足踏み傾向がみられるものの、政府の経済対策や金融政策の効果もあり、設備投資に関しては持ち直しの動きがみられ、雇用情勢等改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調が続いております。

このような状況を反映して、不動産・建築市場が回復基調にある中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の経営成績は、再生樹脂製造販売事業においては、バージン樹脂製品価格が原油安により下落傾向にありながらも相対的割安感から引き続き原料製品に対する引き合いは強く、順調に受注を獲得しており、また、産業廃棄物処理事業においても、新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の受注増加などを通じ、順調に推移してきました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,597,385千円、営業利益204,240千円、経常利益193,038千円、親会社株主に帰属する四半期純利益130,553千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメント別売上高はセグメント間取引の相殺前の数値です。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業につきましては、企業の新築オフィス物件への移転や拠点統合等の動きが見られ、使用済みタイルカーペットの調達量も順調に推移してきました。

また、不動産・建築市場が回復基調にある中、原状回復時のタイルカーペットの張り替え件数が増えていることに加え、インテリア業界においては環境対応製品に対する需要が着実に増加しており、その基礎原料として当社グループの製品が確固たる地位を確立していることから当社再生樹脂に対する需要は順調に推移しております。一方、新規事業の着手により、研究開発費等の費用が増加したため、売上高は577,662千円、セグメント損失は3,269千円となりました。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業につきましては、不動産市場において、新築物件に対する需要は低下傾向にあるものの、中古物件に関しては一貫して増加傾向にあり、その中で中古物件に関するリノベーションや再販事業は拡大傾向にあります。このような状況に着目し、内装解体案件の受注拡大を図り、解体により排出される廃棄物の収集運搬、中間処理を一括して請け負うことによるコストメリットを提案することで、着実に売上げを伸ばしてまいりました。

その結果、売上高は1,041,634千円、セグメント利益は176,994千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、685,834千円（前年同期比35.6%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は73,294千円（前年同期は106,692千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が103,199千円となった一方、未払費用の減少が50,556千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は85,425千円（前年同期は162,931千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入75,288千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は21,433千円（前年同期は685,208千円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入740,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出484,176千円、社債の償還による支出150,000千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第12期連結会計年度及び第13期第3四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	前年同期比 (%)	第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
再生樹脂製造販売事業 (千円)	701,936	112.5	526,961

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 産業廃棄物処理事業における生産実績は販売実績とほぼ一致しているため、「(3) 販売実績」を参照ください。また、産業廃棄物処理事業における生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味しております。

(2) 受注状況

再生樹脂製造販売事業においては、販売計画に基づいた見込生産を行っているため、該当事項はありません。

産業廃棄物処理事業においては、受注と役務の提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(3) 販売実績

第12期連結会計年度及び第13期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	前年同期比 (%)	第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
再生樹脂製造販売事業 (千円)	700,226	112.1	557,161
産業廃棄物処理事業 (千円)	1,109,163	103.0	1,040,224
合計 (千円)	1,809,389	106.3	1,597,385

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3. 最近2連結会計年度及び第13期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期 連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
住友商事株式会社	290,300	17.1	340,598	18.8	285,529	17.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境としては、企業収益・雇用環境改善など景気は回復基調にありましたが、中国経済の成長減速、米国の利上げの影響、原油価格の動向といった海外経済の動向に対するリスクが懸念されます。一方で、当社グループの事業領域に関わる市場につきましては、今後2020年の東京オリンピック開催に向け、不動産・建築市場への需要拡大が見込まれることにより産業廃棄物市場の規模や企業のオフィス需要は今後も順調に推移するものと考えております。

このような環境下において、今後激化が予想される競争に勝ち残っていくために、当社グループとしては以下の内容を対処すべき課題として認識しております。

(1) 再生樹脂販売製造事業にかかる課題について

a. 使用済みタイルカーペットの安定的確保について

再生樹脂製造販売事業において、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みタイルカーペットの調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、使用済みタイルカーペットの安定的調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに、関東地域のみで行っていた調達について将来的には、回収拠点を全国に拡大することを検討しております。なお、第11期連結会計年度及び第12期連結会計年度並びに第13期第3四半期連結累計期間における使用済みタイルカーペットの回収量の推移は以下のとおりです。

	第11期 連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
回収量 (t)	15,474	17,701	14,076

b. 販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定期調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各タイルカーペットメーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループとしては、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるように、生産能力を強化し、販売数量の拡大を図ってまいります。なお、第11期連結会計年度及び第12期連結会計年度並びに第13期第3四半期連結累計期間における再生樹脂の販売量の推移は以下のとおりです。

商品名	第11期 連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
リファインパウダー (t)	12,643	14,012	11,759

c. 販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

d. コスト競争力の強化

今後競争環境の激化が予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

- ① 回収した使用済みタイルカーペットのうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。
- ② 生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。
- ③ 産業廃棄物処理事業と協業して使用済みタイルカーペットの撤去から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、使用済みタイルカーペットの選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。

e. 新規領域への進出（再生ナイロン）について

現在、使用済みタイルカーペットから再生樹脂を生成した後に発生する繊維（ナイロン）部分について、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として廉価で販売しておりますが、残りの約半分は当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しております。当社グループとしては、当該ナイロン部分の再生実現にも取り組んでおり、現在は研究開発段階ではありますが、実用化に向けて実証プラントを設置し、将来的には全てのナイロン部分について、廉価な廃棄物燃料用原料ではなく再生ナイロンとして、再生樹脂と同様、タイルカーペットメーカー等への販売を行うことで売り上げの拡大を図ってまいります。なお、第11期連結会計年度及び第12期連結会計年度並びに第13期第3四半期連結累計期間における当該ナイロン部分の処理委託に要した費用は以下のとおりです。

	第11期 連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	第12期 連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
処理委託費用（千円）	53,564	55,868	47,839

(2) 産業廃棄物処理事業にかかる課題について

a. 人材確保について

株式会社ジーエムエスで行っている産業廃棄物処理事業については、労働集約的な側面が強く今後の成長のためには十分な人材確保が必要となります。一方で当該事業については解体・仕分け業務の中で危険を伴う作業も多く存在し、人員の採用が困難な側面もございます。当社グループでは労働環境の改善並びに安全管理に努めることで働きやすい環境を提供し、十分な人材確保ができるように努力してまいります。

b. 処理能力の拡大

産業廃棄物処理事業の収益は、受け入れた廃棄物の体積によって収入が変動します。そのため、当該事業を進捗させるためには、十分な処理能力を確保するための処理施設の設置が必要となります。当社グループでは、上述のとおり再生樹脂製造販売事業の拡大のためにも将来的には産業廃棄物の回収拠点を全国に拡大し、処理能力の拡大に努めることを検討してまいります。

(3) 当社グループ事業共通の課題

a. 強固な財務基盤の構築について

当社グループ事業を安定的に運営し事業規模拡大を図る上では、財務基盤の強化は不可欠と認識しております。今後利益剰余金の積み増しを図ることで財務基盤を強化するとともに、借入条件並びに借入残高を適時適切に見直すことで金利コストの削減に努めたいと考えております。

b. コンプライアンス体制の強化について

当社グループの主要業務のひとつである産業廃棄物処理事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許認可を得て事業を行っております。ゆえに同法規定に則り事業を遂行することはもちろんのこと、その他事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ってまいります。

c. グループ経営管理能力向上に向けた人材育成について

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。そのための人材確保策として、高い専門性を有する人材、化学的知識に精通する人材、及び有能な管理職の獲得を目指すとともに、社内人材の育成に注力してまいります。具体的には、幅広い人材採用活動の実施、教育研究制度の拡充、外部ノウハウの活用等にも積極的に取り組んでまいり所存です。

d. 内部統制の整備について

当社グループは小規模組織で人的資源に限りがあるため、全社業務の可視化作業と内部統制の整備を同時並行で実施していくことを計画しております。具体的には、業務の標準化により効率化及びコスト削減を図るとともに、当該標準化過程において確認された業務運営上のリスクに対して適宜予防策を検討してまいり所存です。今後は当該業務のマニュアル化推進によって業務プロセスに係る内部統制を確立し、財務報告の網羅性・適切性を確保してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資の判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(再生樹脂製造販売事業に関するリスクについて)

(1) オフィス需要による変動

再生樹脂製造販売事業において原料となる使用済みタイルカーペットの排出量は、その利用実態から企業のオフィス移転並びにオフィスの建替えや補修の影響を受けます。加えて、当社グループが販売する再生樹脂製品の大部分が再生タイルカーペットの原料として利用されていることから、当社グループの再生樹脂製品の販売量は、新規オフィスの供給量や企業のオフィス移転等のオフィス需給動向に依存します。足許においては以下のとおり、都心5区（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）における新規オフィス供給量が安定的に推移しているとともに、オフィス空室面積も減少傾向にあるため、当社グループの再生樹脂製品の需要は増え、業績にはプラスに働いているものと考えておりますが、産業の空洞化によるオフィスの海外移転等によって国内での企業のオフィス移転ニーズが衰退し、原材料となる使用済みタイルカーペットの調達量が確保できず、再生樹脂が十分に製造できない場合や、タイルカーペットの需要が減少する場合には当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
オフィス供給量（年間、千坪）	220	265	478	245	254	239
オフィス空室面積（年末、千坪）	605	619	611	522	391	289

(出典：三鬼商事株式会社公表の東京（都心5区）オフィスビル市況より当社作成)

(2) 市場動向について

タイルカーペットの国内市場は安定的な需要が見込まれるものの、今後の国内での成長余地はそれほど大きくはない状況にあります。一方でタイルカーペット市場での再生原料を使った製品比率は増加傾向にあり、今後も環境配慮型製品の市場ニーズの高まりによって再生原料の需要は高まっていくと予測しております。しかしながら、タイルカーペットの市場が大幅に縮小する等により再生原料の需要が想定通り推移しない場合は、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 最終処分費用の動向

当社は産業廃棄物の中間処理業として使用済みタイルカーペットを回収し、当該回収物を原料として再生樹脂の製造販売を行っております。現在当社の回収が継続的に実現できている背景としては、排出業者等が支払う廃棄費用を比較した場合、最終処分委託費用よりも当社に支払う中間処理委託費用が割安であることが挙げられます。最終処分場の処理容量の残存年数は平成25年度時点で14.7年（参考資料：環境省 産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成25年度実績））と逼迫しているため、現状の料金構造は変わらないものと想定しておりますが、今後新たな最終処分場が造成されたり、海外での受け入れ先が確保されたりする等の要因により大きな構造転換が生じコストが逆転した場合は、当社の使用済みタイルカーペット回収量が減少し、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) バージン樹脂の原材料等の市況変動

当社グループの提供する再生樹脂は石油由来のバージン樹脂と比較した場合の価格優位性が差別化要因の一つとなっているものと認識しております。そのため、現状においてもバージン樹脂と比較して価格優位性は保っておりますが、原油相場や為替動向により石油由来のバージン樹脂の価格が現状よりも大きく低下した場合、価格優位性が失われることで当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 特定の取引先等への依存について

① 特定の業界への依存

当社グループは使用済みタイルカーペット由来の再生樹脂を販売しており、当該製品の大部分は株主である住江織物株式会社をはじめとした各インテリアメーカーのタイルカーペット製品の原料として利用されております。報告セグメントにおける再生樹脂製造販売事業の売上高の約半分以上は最終的にはインテリアメーカーに対して供給されているものと当社は認識しております。現在当社が生産する再生樹脂は、環境対応製品として需要が増加しているものと認識しておりますが、各取引先とは納入数量、価格等に関する長期納入契約を締結しておりません。従って、タイルカーペット市場の需要の増減により当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

② 特定の取引先への依存

再生樹脂製造販売事業においては、住友商事株式会社への売上高が当社グループ連結売上高に対して、18.8%（平成27年6月期）を占めております。当該企業は当社株主でもあり、良好な関係を続けておりますが、当該企業の事情や事業戦略の変更又は、当社の競争力の低下等により、当該企業との取引が大きく減少するような場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 新製品開発について

当社グループは、素材を再生させる独自技術を核とする事業展開を目指して、継続的に研究開発を行っております。現在は使用済みタイルカーペットの繊維部分を原料とした再生ナイロンの製造に向けた研究開発を行っており、「第一部 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりナイロン再生設備に関する設備投資を計画しております。当社グループでは、ナイロン繊維の市場価値並びに原料としての汎用性から十分な収益性があるものと認識しておりますが、新たな技術開発を行う場合、一般的に以下のリスクがあります。

- 1) 技術の急激な進歩、顧客の要求の変化、規格・標準の変動に対し、当社グループが開発している製品が適合できない可能性があること
- 2) 開発技術が確立したとしても、安定的に一定品質の製品製造を継続することができない可能性があること
- 3) 販売価格が顧客要求水準と合わないこと
- 4) 新製品や新技術の開発に必要な資金や資源を十分に投入できる保証がないこと
- 5) 新製品又は新技術の市場投入の遅れにより、当社グループの製品が陳腐化する可能性があること
- 6) 新製品・新技術を開発したとしても、市場からの支持を広く獲得できるとは限らず、これらの製品の販売が成功する保証がないこと

上記リスクをはじめとして、当社グループが顧客ニーズや市場ニーズの変化を的確に把握することができず、魅力ある新製品を開発できない場合には、研究開発費及び設備投資額を回収できない可能性及び、当社グループの将来の成長と収益性を低下させ、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 技術革新について

当社グループにおける再生樹脂製造は、基幹技術である軟質樹脂製品の切削加工技術によって支えられています。当該技術は当社独自のものであり、これにより競合他社と比べ高品質の再生樹脂を低コストで製造できていると考えております。当社グループとしては、研究開発を積極的に実施し、より高品質・低コスト化を目指していく方針ではございますが、当該技術を上回る技術が開発された場合には、当社の競争優位性が低下する結果、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(産業廃棄物処理事業に関するリスクについて)

(8) 事故及び労働災害について

産業廃棄物処理事業では、解体工事や廃棄物の仕分け作業の中で、トラックやフォークリフト等大型機械の操作を含め多数の危険を伴う業務があります。当社グループでは事故並びに労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を遂行しております。しかしながら事故や労働災害の発生リスクは常に存在しており、今後当該リスクが顕在化した場合は、損害賠償請求の発生等により当社グループの経営成績及びレピュテーションに影響が及ぶ可能性があります。

(9) 中間処理施設容量について

産業廃棄物処理事業に関連して当社グループでは2つの中間処理施設を保有し、当該施設で回収した廃棄物の分類等を行っております。現在のところ当該2施設の処理容量は十分確保されており、業務遂行は問題なく行われております。しかしながら今後取引先の産業廃棄物の排出量が急激に増加し、両施設の許容量一杯の廃棄物が搬入された場合、又はなんらかのトラブルにより中間処理業務が滞った場合は、新規での受け入れが困難となります。そのような場合は当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(当社グループ経営全般について)

(10) 知的財産権について

当社の主要製品である使用済みタイルカーペットから製造される再生樹脂の製造方法については、第三者への技術流出を回避するため、詳細な技術については特許出願を行っておりません。現在技術優位性はあるものと認識しておりますが、特許権等を有していないため、競合他社が当社グループと同じような製品を製造する技術開発を行い、事業展開した場合、あるいは人材流出等によりノウハウが外部に流出した場合、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

他方、他社の有する知的財産権についても細心の注意を払っておりますが、万が一他社の有する知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償等の責任を負担する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(11) 情報管理に関するリスク

技術等のノウハウや顧客情報、個人情報等の重要情報の管理は、当社グループ事業の根幹をなすものであります。当社グループでは、社内管理体制を整備し、従業員に対する情報管理やセキュリティ教育等、情報の管理について対策を講じておりますが、情報の漏洩が全く起きないという保証はありません。万が一、情報の漏洩が起きた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(12) 法規制等について

当社グループの事業活動の前提となる事項に係る主要な法規制及び行政指導は、次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があります。

また、次の一覧表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法や自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等、処分過程においては労働安全衛生法、環境保全やリサイクルに関する諸法令による規制を受けております。

(主要な法規制)

対象	法令等名	監督官庁	法規制の内容
収集運搬 (積替保管含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	法的規制の内容
施設の設置及び維持管理	各自治体	施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。
県外廃棄物規制	各自治体	県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)は、平成9年と平成12年に大改正が行われましたが、その後も平成15年以降毎年のように改正され、廃棄物排出事業者責任や処理委託基準、不適正処理に対する罰則などの規則が強化されております。特に平成22年の改正では、廃棄物排出事業者責任の強化のための規定が多数追加されたことに伴い、廃棄物排出事業者により処理業者に対する監視も厳しくなっております。また、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物を再生可能な有効資源として再利用すべくリサイクル推進のための法律が施行されております。当社グループの事業に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など各産業、素材別のリサイクル関係法令が整備されております。更に、環境問題に対する世界的な関心の高まりもあり、廃棄物の再生資源としての循環的利用、環境負荷の低減に対する社会的ニーズが高まっております。当社グループは、法規制の改正等をむしろビジネスチャンスとして、積極的に廃棄物の処理及び再資源化事業に投資を行っておりますが、今後の法規制及び行政指導の動向によっては当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

① 許可の更新、範囲の変更及び新規取得について

産業廃棄物処理事業は各都道府県知事又は政令市長の許可が必要であり、事業許可は有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）で、事業継続には更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても別途許可が必要です。

当社グループのこれらに関する申請が廃掃法第十四条第5項又は第10項の基準等に適合していると認められない場合は、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、廃掃法第十四条第3項及び第8項において、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」旨規定されております。

② 事業活動の停止及び取消し要件について

廃掃法には事業の許可の停止要件（廃掃法第十四条の三）並びに許可の取消し要件（廃掃法第十四条の三の二）が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件（廃掃法第十四条第5項第2号）等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在において当該要件や基準に抵触するような事由は発生しておりませんが、万が一、当該要件や基準に抵触するようなことがあれば、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社グループ各社の有する許認可の内容並びに取り消し要件等については以下のとおりです。

(リファインバース株式会社)

取得年月日	許可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成18年6月22日	産業廃棄物処分業	千葉県	中間処理	第01220128419号	平成28年6月21日

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については以下のとおりであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。
 - 二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
 - 三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ニに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
 - 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が第十四条の三第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

取得年月日	許可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成12年4月28日	産業廃棄物処分業	東京都	中間処理	第1320007138号	平成32年4月27日
昭和63年4月1日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1310007138号	平成31年3月31日
平成8年12月10日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402007138号	平成28年12月9日
昭和61年2月28日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第011101007138号	平成31年7月10日
平成8年7月2日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200007138号	平成28年8月31日
平成8年8月28日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801007138号	平成28年8月31日
平成13年10月18日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900007138号	平成28年10月17日
平成18年11月6日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000007138号	平成28年11月5日
平成13年10月24日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第02009007138号	平成28年10月23日
平成13年10月26日	産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02201007138号	平成28年10月25日
平成19年3月14日	産業廃棄物収集運搬業	山梨県	収集・運搬	第01900007138号	平成29年3月14日
平成17年5月13日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707007138号	平成30年6月13日
平成25年7月9日	産業廃棄物収集運搬業	新潟県	収集・運搬	第01509007138号	平成30年7月8日
平成28年4月19日	建-とび・土工工事業許可	東京都	—	(般-28)第145013号	平成33年4月18日

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については、リファインパス株式会社の記載内容と同様であります。

(13) 産業廃棄物の中間処理施設の賃貸借契約について

当社グループは、東京都臨海地区に中間処理場1ヵ所、東京都堀切に中間処理場1ヵ所を賃借しております。現時点においては、用地及び建物の貸主と当社グループの関係は良好であり、貸主から契約期間中の解約の申し出がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主側の事情の変更等により、予期せぬ解約の申し出がなされる可能性があります。仮に解約の申し出がなされた場合、当該施設は産業廃棄物の中間処理施設であることから、適切な代替の用地及び建物の確保が必要であります。従って解約の申し出がなされた場合に代替の用地及び建物が適時に確保できない場合には、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、平成28年5月31日時点での中間処理施設の賃貸借の状況は以下のとおりであります。

施設名	葛飾区リファイン1 (中間処理施設)	大田区タックス3	
		東京港リサイクルセンター (中間処理施設)	大井バンプール1 (駐車場/ 回収ボックス置場)
賃貸借期間	2年/自動更新 普通借家契約 解約は借主から貸主への2 ヶ月前申し入れによる(も しくは借主から貸主への2 ヶ月分賃料の支払)	1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 3ヶ月前申し入れによる	1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる
契約開始時期	平成13年9月	平成15年10月1日	平成24年12月1日
契約継続年数	14年9ヶ月	12年8ヶ月	3年6ヶ月
備考	貸主(株式会社丸高コーポ レーション)とは良好な関 係にあり、14年以上にわた る契約継続経緯より、契約 解除等の可能性は低いもの と考えております	貸主(東海海運株式会社) とは良好な関係にあり、約 13年にわたる契約継続経緯 より、契約解除等の可能性 は低いものと考えておりま す	貸主(東海海運株式会社) とは良好な関係にあり、中 間処理施設タックス3の賃 貸借状況より、契約解除等 の可能性は低いものと考え ております

(14) 大規模災害による影響について

当社は千葉県八千代市に再生樹脂製造工場を置き、株式会社ジーエムエスにおいては、東京都臨海地区に処理場1カ所、東京都堀切に処理場1カ所を保有しております。

関東圏内における大規模震災や火災等の影響を受けて工場・処理場が被災した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(15) 借入金への依存について

当社グループ事業の運営上、収集運搬車両、中間処理工場、及び原料生産工場等への投資が必要であり、これまでベンチャーキャピタル等からの出資に加えて金融機関からも借入を行ってまいりました。当連結会計年度末（平成27年6月末）で連結資産に占める有利子負債の割合は75.8%、当連結会計年度（平成27年6月期）の支払利息は24,853千円となっております。このため、今後の金利変動によっては支払利息の負担が増加して当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(16) 過去事業年度の債務超過について

当社の過去の業績は「第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。当社は平成18年7月の再生樹脂製造工場の本格稼働以降、原材料となる使用済みタイルカーペットの調達先開拓から、再生樹脂販売先の開拓、また同販売先において原料として利用可能かどうかの評価を受けるに当たり時間を要したことから、固定費の支出及び研究開発投資がかさみ赤字決算が続いており、平成24年6月期及び平成25年6月期においては、当社単体で債務超過の状態となっております。しかし、平成26年6月期においてインバースプロダクツ株式会社が黒字転換するとともに、株式会社産業革新機構より出資を受けたことにより、当社の債務超過の状態も解消いたしました。今後も着実に利益を積み上げることによる累積損失の早期解消が重要であると考えておりますが、計画通りの利益が達成出来なかった場合、累積損失の早期解消が達成できない可能性があります。

(17) 人材の確保・育成について

当社グループが今後成長していくためには、営業活動及び研究開発活動並びに組織管理のための優秀な人材を確保することが重要であります。しかしながら、優秀な人材の獲得・育成・維持は必ずしも容易ではありません。適正な人材の獲得・育成・維持確保が計画通りに進行しなかった場合には、当社グループの業務や事業計画の遂行に支障が生じ、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(18) 特定の人物への依存

当社の代表取締役社長である越智晶は、経営方針や戦略の決定をはじめ、当社グループの事業推進において各方面に重要な役割を果たしております。事業拡大に伴い積極的な権限移譲を実施し、同氏に過度に依存しない経営体質の構築に取り組んでおりますが、不測の事態等により同氏の当社グループにおける業務執行が困難となった場合、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(19) その他

① 潜在株式について

当社は、グループ役職員及び社外協力者へのインセンティブを目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。本書提出日現在における潜在株式数は141,965株であり、発行済株式総数の11.0%に相当いたします。これらのストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

② ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等の株式保有状況

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は1,288,310株であり、この内筆頭株主である株式会社産業革新機構を含めたベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が709,270株を所有（所有割合55.1%）しております。このベンチャーキャピタル等が保有する普通株式は、当社の株式上市日以降キャピタルゲインを目的に市場で売却される可能性があり、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

③ 配当政策について

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

しかしながら、当社は会社設立以来、当事業年度を含め配当を行っておらず、本書提出日現在においても、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益配当を目指していく方針ではありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

④ 繰越欠損金について

当社及びインバースプロダクツ株式会社は、過年度において当期純損失を計上してきたため、税務上の繰越欠損金を抱えております。そのため当社及び同社に対する法人税は当該繰越欠損金が解消されるまでは課税所得が減殺され、納税負担額が軽減されております。今後現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、当社グループの税引後当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える恐れがあります。

⑤ その他留意すべき事項

廃掃法第十四条の二第3項及び法第七条の二第3項の規定を受け、「廃掃法施行規則」第十条の十では「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理事業者の届出事項とし、都道府県知事への届出書様式、添付書類を定めております。

また、事業の許可の更新や新規取得等の申請を行う場合にも5%以上の株式を保有する株主について同様の添付書類を求めております。これは、5%以上の株式を保有する株主が法第七条第5項第4号二の「支配力を有するものと認められる者」に該当する蓋然性が高いと解されているためです。従いまして、当社株式の5%以上を取得した株主が生じた場合は、当社が当該株主の以下の情報を添付資料として都道府県知事に対して届け出を行う必要があります。

- ・当該株主が個人の場合
 - 「住民票の写し」
 - 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」
 - 「外国人登録証（該当ある場合）」
- ・当該株主が法人の場合
 - 「登記事項証明書」

このため大量保有報告書にて5%以上の保有が判明した株主に対しては記載の連絡先に対して、当社経営管理部より上記資料の提出を依頼させていただきます。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

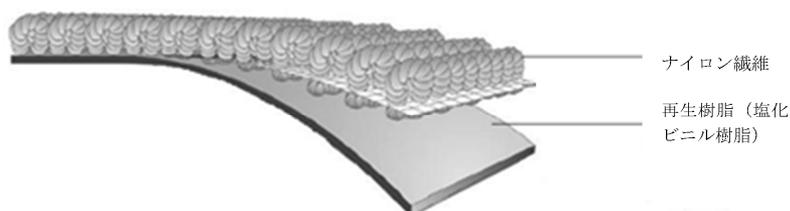
当社グループでは再生樹脂製造販売事業において、付加価値向上と製品用途の多様化を目的とした再生樹脂の高純度化及び、新規事業分野への進出を目的とした独自のリサイクル技術の開発に関する研究開発を行っております。

研究体制としては、現在研究開発部長1名、正社員1名、派遣社員1名体制となっております。なお、研究開発費については、再生樹脂製造販売事業のみを対象に当連結会計年度において24,184千円を計上しております。なお、具体的な研究内容は以下のとおりです。

・再生ナイロン樹脂の研究開発

当社グループでは再生樹脂製造販売事業において、タイルカーペットの樹脂層の素材である塩化ビニル樹脂の再生処理の事業化に成功しており、次の新規事業分野として、タイルカーペットの表面繊維層の素材であるナイロン繊維のマテリアルリサイクル化に取り組んでいます。現状インバースプロダクツ株式会社にて発生しているナイロン繊維については既述のとおり廃棄物燃料用原料として廉価で販売するか、処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しております。本研究開発では当該ナイロン繊維を高分離化する技術開発を行うことで、再生ナイロン原料として再利用可能なエンジニアリングプラスチック（※）の製造を実現し、処理委託コストの削減及び、新たな販売製品とすることを目指しております。

本書提出日現在において、基礎研究段階は終了しており、今後は効率的な抽出プロセスの開発及び量産化技術の開発を課題として、早期実用化を目指しております。



※ エンジニアリングプラスチックとは、汎用プラスチックに比べ、耐熱性及び機械強度の高いプラスチックの一群で、ナイロンもその1種類に含まれます。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、25,191千円であります。

新規事業である再生ナイロン製品製造のための実証実験を行うプラントを設置し、研究を開始しました。

また、当第3四半期連結累計期間の再生樹脂製造販売事業において、研究開発体制を充実させるべく増員を実施し研究開発部長1名、正社員2名、派遣社員1名の体制となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして損益又は資産の状況に影響を与える見積の判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果はこれらの見積もりとは異なる場合があります。なお、当社グループの連結財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（資産の部）

第12期連結会計年度末における流動資産は1,090,521千円となり、前連結会計年度末に比べ180,143千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加（680,603千円から808,611千円へ128,007千円の増加）、受取手形及び売掛金の増加（199,943千円から237,129千円へ37,186千円の増加）によるものであります。

固定資産は312,730千円となり、前連結会計年度末に比べ117,214千円減少いたしました。これは主に土地の減少（218,422千円から102,100千円へ116,322千円の減少）によるものであります。

この結果、総資産は1,403,251千円となり、前連結会計年度末に比べ62,929千円増加いたしました。

（負債の部）

第12期連結会計年度末における流動負債は469,083千円となり、前連結会計年度末に比べ138,405千円減少いたしました。これは主に短期借入金の減少（50,000千円から4,000千円へ46,000千円の減少）、1年内返済予定の長期借入金の減少（292,405千円から239,994千円へ52,411千円の減少）、未払費用の減少（83,541千円から28,200千円へ55,341千円の減少）によるものであります。

固定負債は809,956千円となり、前連結会計年度末に比べ131,223千円増加いたしました。これは主に長期借入金の増加（477,060千円から785,295千円へ308,234千円の増加）の一方、社債の減少（150,000千円から150,000千円の減少）によるものであります。

この結果、負債合計は1,279,040千円となり、前連結会計年度末に比べ7,181千円減少いたしました。

（純資産の部）

第12期連結会計年度末における純資産合計は124,211千円となり、前連結会計年度末に比べ70,111千円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（△593,938千円から△523,827千円へ70,111千円の増加）によるものであります。

この結果、自己資本比率は8.9%（前連結会計年度末は4.0%）となりました。

第13期第3四半期連結累計期間（自平成27年7月1日 至平成28年3月31日）

（資産の部）

第13期第3四半期連結会計期間末における流動資産は1,181,985千円となり、第12期連結会計年度末に比べ91,464千円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金の増加（237,129千円から333,231千円へ96,102千円の増加）によるものであります。

固定資産は370,443千円となり、第12期連結会計年度末に比べ57,713千円増加いたしました。これは主に機械装置及び運搬具の増加（504,031千円から545,344千円へ41,312千円の増加）及びリース資産の増加（53,971千円から77,820千円へ23,849千円の増加）によるものであります。

この結果、総資産は1,552,429千円となり、第12期連結会計年度末に比べ149,177千円増加いたしました。

（負債の部）

第13期第3四半期連結会計期間末における流動負債は571,746千円となり、第12期連結会計年度末に比べ102,663千円増加いたしました。これは主に短期借入金の増加（4,000千円から15,000千円へ11,000千円の増加）、未払法人税等の増加（17,376千円から67,677千円へ50,301千円の増加）によるものであります。

固定負債は725,917千円となり、第12期連結会計年度末に比べ84,039千円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少（785,295千円から684,442千円へ100,853千円の減少）によるものであります。

この結果、負債合計は1,297,664千円となり、第12期連結会計年度末に比べ18,624千円増加いたしました。

（純資産の部）

第13期第3四半期連結会計期間末における純資産合計は254,765千円となり、第12期連結会計年度末に比べ130,553千円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（△523,827千円から△393,273千円へ130,553千円の増加）によるものであります。

この結果、自己資本比率は16.4%（第12期連結会計年度末は8.9%）となりました。

(3) 経営成績の分析

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当連結会計年度において、回復基調にある建築市場の影響を受け、新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の業績安定化などを通じ、売上を伸ばしてまいりました。特に、再生樹脂製造販売事業においてはバージン樹脂が原油安で大幅に価格を下げながらも依然として価格優位性があることから、当社原料製品に対する引き合いは順調に増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ107,162千円増加の1,809,389千円（前年同期比6.3%増）となりました。

売上原価は、廃棄物の取り扱いに伴う処理量の増加に伴い、処理費・運搬費が増加したため、前連結会計年度に比べ16,632千円増加の1,284,134千円（同1.3%増）となり、売上総利益は前連結会計年度に比べ90,529千円増加の525,255千円（同20.8%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、研究開発費の増加や人件費等の費用が増加したため、前連結会計年度に比べ40,439千円増加の345,518千円（同13.3%増）となり、営業利益は50,090千円増加の179,737千円（同38.6%増）となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ46,363千円増加の149,030千円（同45.2%増）となり、株式会社ジーエムエスにおいて減損損失41,822千円を計上したものの、当期純利益は1,308千円増加の70,111千円（同1.9%増）となりました。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費者マインドに足踏み傾向がみられるものの、政府の経済対策や金融政策の効果もあり、設備投資に関しては持ち直しの動きがみられ、雇用情勢等改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調が続いております。

このような状況を反映して、不動産・建築市場が回復基調にある中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の経営成績は、再生樹脂製造販売事業においては、バージン樹脂製品価格が原油安により下落傾向にありながらも相対的割安感から引き続き原料製品に対する引き合いは強く、順調に受注を獲得しており、また、産業廃棄物処理事業においても、新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の受注増加などを通じ、順調に推移してきました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,597,385千円、営業利益204,240千円、経常利益193,038千円、親会社株主に帰属する四半期純利益130,553千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

特に、当社グループの扱う廃棄物は、多くが建設現場から排出される建設系の産業廃棄物であるため、景気変動や不動産市況等によって建設業界や住宅建設業界の工事量の変動がある場合、あるいは需要減少等様々な要因によって同業者との価格競争に巻き込まれた場合には、経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年の世界的な資源の循環利用に関する注目度に鑑みますと、多方面からの業界参入が考えられ、当社グループを取り巻く事業環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

そのような中、当社グループは「素材再生企業として新しい産業を創出し、社会の持続的発展に寄与することを目指す」ことを経営理念として、枯渇性資源に依存しない事業構造を構築することによって、持続可能な社会の実現に貢献し、顧客や株主、取引先をはじめとする関係者の皆様との信頼関係を確立してまいります。

かかる問題意識のもと、当社グループの経営陣は、①再生原料製造のための廃棄物の安定的確保、②新規事業の推進及びリサイクル技術の向上、③企業運営の人的財的基盤の強化を図り、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した具体的事業展開を実現していく所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社グループでは、品質の改善及び作業効率向上による製造コスト削減のため、当連結会計年度は、全体で41,930千円の設備投資を行いました。セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりです。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業において24,909千円の設備投資を実施しました。

具体的には品質改善を目的とした実験用設備関連の取得14,005千円、作業効率向上を目的とした検査器の購入等9,377千円及び本社移転に係る設備購入1,526千円となっております。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業において17,021千円の設備投資を実施しました。

具体的には、車両リース7,250千円、プラスチック判別機購入3,580千円、作業効率向上を目的とした集塵機・破砕機の部品購入等で1,958千円、コンテナの購入1,760千円及び本社移転に係る設備購入2,472千円となっております。

なお、当連結会計年度において産業廃棄物処理事業において資材置き場として利用していた土地116,322千円を売却しております。

第13期第3四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループでは、品質の改善及び作業効率向上による製造コスト削減のため、当第3四半期連結累計期間は、全体で85,865千円の設備投資を行いました。セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりです。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業において49,690千円の設備投資を実施しました。

高分離精製プロセスの実証プラントを設置しました。

実証プラント周りの配管工事等3,946千円、主要な機械装置として遠心分離機15,000千円、フィルタープレス機9,850千円などを取得しております。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業において36,175千円の設備投資を実施しました。

主として収集運搬のための車両の入替33,335千円を実施しました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他		合計
本社 (東京都中央区)	全社 (共通)	本社機能	2,820	—	166	—	—	—	2,986	6 (—)
千葉工場 (千葉県八千代市)	再生樹脂製造 販売事業 全社 (共通)	切削機・分級 機・充填機	8,697	40,786	3,057	—	—	—	52,540	21 (4)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の () は、臨時雇用者数を外書きしております。
 4. 上記のうち、連結子会社に賃貸している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計
インバースプ ロダクツ株式 会社	千葉工場 (千葉県 八千代市)	再生樹脂製 造販売事業	粉碎機	5,062	20,842	744	—	—	—	26,649

5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
千葉工場 (千葉県八千代市)	再生樹脂製造販売事業	土地及び建物	7,072	90,365

- (注) 5. のうち、連結子会社に転貸している設備の内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃貸料 (千円)
インバースプロダクツ 株式会社	千葉工場 (千葉県八千代市)	再生樹脂製造販売 事業	土地及び建物	3,124	39,761

(2) 国内子会社

平成27年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他		合計
株式会社ジ ーエムエス	本社 (東京都中 央区)	産業廃棄物 処理事業 全社 (共 通)	本社機能	1,670	—	5,221	—	11,627	—	18,519	37 (—)
株式会社ジ ーエムエス	TACS3 (東京都大 田区)	産業廃棄物 処理事業	粉碎機	5,258	3,310	2,543	—	19,735	—	30,848	22 (—)
株式会社ジ ーエムエス	リファイン 1 (東京都葛 飾区)	産業廃棄物 処理事業	粉碎機	7,740	106	0	102,100 (390.00)	2,775	—	112,722	5 (—)
インバース プロダクツ 株式会社	千葉工場 (千葉県八 千代市)	再生樹脂製 造販売事業	粉碎機	—	57,724	—	—	—	1,079	58,804	10 (4)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数の () は、臨時雇用者数を外書きしております。
4. 上記の他、提出会社から賃借している主要な設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計
インバース プロダクツ株 式会社	千葉工場 (千葉県八 千代市)	再生樹脂製 造販売事業	粉碎機	5,062	20,842	744	—	—	—	26,649

5. 上記の他、提出会社から転借している設備の内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
インバース プロダクツ 株式会社	千葉工場 (千葉県八 千代市)	再生樹脂製 造販売 事業	土地及び建物	3,124	39,761

なお、当第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変更があったものは、次のとおりであります。

新設

千葉工場に高分離精製プロセスの実証プラントを設置しました。

これにより実証プラント周りの配管工事等3,946千円、主要な機械装置として遠心分離機15,000千円、フィルタープレス機9,850千円などを取得しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成28年5月31日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整をはかっております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
インバース プロダクツ 株式会社	千葉県	再生樹脂製 造販売事業	粉砕設備	200,000	—	借入金及び 自己資金	平成28年 10月	平成29年 3月	7,680t/年 (注) 1
			ナイロン再 生設備 SemiPilot (量産)	300,000	—	借入金、自 己資金及び 増資資金	平成28年 9月	平成29年 3月	1,200t/年 (注) 2
			整地・建屋	300,000	—	借入金及び 自己資金	平成28年 8月	平成28年 12月	—

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、再生樹脂に係る生産能力の増加予定分を記載しております。なお、稼働予定は平成29年7月を予定しております。

2. 完成後の増加能力につきましては、再生ナイロンに係る生産能力予定分を記載しております。なお、稼働予定は平成29年7月を予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 平成28年4月22日開催の取締役会により、平成28年5月11日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,522,500株増加し、5,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,288,310	非上場	単元株式数100株
計	1,288,310	—	—

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
2. 平成28年4月22日付の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は1,030,648株増加し、1,288,310株となっております。
3. 平成28年4月22日開催の臨時株主総会決議により、平成28年5月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成20年9月29日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	393	393
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	393(注)1	1,965(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22,968(注)2	4,576(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成22年9月30日 至平成30年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,968 資本組入額 11,484	発行価格 4,576 資本組入額 2,288 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	会社が組織再編成行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。)の新株予約権を、権利者に交付することができる。	同左

(注) 1. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。分割の比率とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

会社が、(i)上記に定める行使価額(ただし、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在

株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（ただし、当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- ② 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならないが、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 平成28年4月22日の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	16,000	16,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注)1	80,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2	20(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月29日 至 平成33年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 20 資本組入額 10 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i) 上記に定める行使価額(ただし、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)又は(ii) 上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日が場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（ただし、当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならない。1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 平成28年4月22日の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年2月7日臨時株主総会決議（平成26年2月7日の取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成27年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数（個）	10,000	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1	50,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,000（注）2	1,000（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 1,000 資本組入額 500 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	（注）4

（注）1. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前

の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i)上記に定める行使価額(ただし、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)
 - ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使が認められた場合はこの限りでない。
 - ② 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 平成28年4月22日の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年4月22日臨時株主総会決議（平成28年4月22日の取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	2,000(注)2、4
新株予約権の行使期間	—	自平成28年4月22日 至平成38年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i)上記に定める行使価額(ただし、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(ただし当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。
 - ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 平成28年4月22日の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年 8月31日 (注) 1	C種優先株式 20,000	普通株式 62,584 A種優先株式 10,500 B種優先株式 21,998 C種優先株式 20,000	50,000	364,990	50,000	264,990
平成22年11月 5日 (注) 2	C種優先株式 21,000	普通株式 62,584 A種優先株式 10,500 B種優先株式 21,998 C種優先株式 41,000	52,500	417,490	52,500	317,490
平成22年11月30日 (注) 3	C種優先株式 6,000	普通株式 62,584 A種優先株式 10,500 B種優先株式 21,998 C種優先株式 47,000	15,000	432,490	15,000	332,490
平成22年12月17日 (注) 4	普通株式 9,998	普通株式 72,582 A種優先株式 10,500 B種優先株式 21,998 C種優先株式 47,000	—	432,490	—	332,490
平成22年12月21日 (注) 5	普通株式 8,000	普通株式 80,582 A種優先株式 10,500 B種優先株式 21,998 C種優先株式 47,000	—	432,490	—	332,490
平成22年12月24日 (注) 6	A種優先株式 △4,000 B種優先株式 △9,998	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 47,000	—	432,490	—	332,490

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年12月24日 (注) 7	C種優先株式 11,000	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 58,000	27,500	459,990	27,500	359,990
平成22年12月27日 (注) 8	C種優先株式 3,080	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 61,080	7,700	467,690	7,700	367,690
平成23年6月26日 (注) 9	—	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 61,080	△457,690	10,000	△357,690	10,000
平成23年9月30日 (注) 10	C種優先株式 14,000	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 75,080	35,000	45,000	35,000	45,000
平成23年10月12日 (注) 11	C種優先株式 2,000	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 77,080	5,000	50,000	5,000	50,000
平成25年12月25日 (注) 12	D種優先株式 50,000	普通株式 80,582 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 77,080 D種優先株式 50,000	250,000	300,000	250,000	300,000

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年4月11日 (注) 13	普通株式 177,080	普通株式 257,662 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 77,080 D種優先株式 50,000	—	300,000	—	30,000
平成28年4月21日 (注) 14	A種優先株式 △6,500 B種優先株式 △12,000 C種優先株式 △77,080 D種優先株式 △50,000	普通株式 257,662	—	300,000	—	300,000
平成28年5月11日 (注) 15	普通株式 1,030,648	普通株式 1,288,310	—	300,000	—	300,000

- (注) 1. 有償第三者割当 割当先 住江織物株式会社
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
2. 有償第三者割当 割当先 住友商事株式会社
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
3. 有償第三者割当 割当先 越智源株式会社
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
4. S R I ベンチャー1号投資事業有限責任組合 (B種優先株主) より株式取得請求権の行使を受けたことにより、B種優先株式9,998株を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
5. ひまわりV2号投資事業有限責任組合 (A種優先株主)、投資事業有限責任組合ハンズオン1号、投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号 (A種優先株主) より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式4,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
6. 平成22年12月24日付取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式及びB種優先株式を全て消却致しました。
7. 有償第三者割当 割当先 野田精機株式会社、九州ベンチャー投資事業有限責任組合、MS I V C 2008 V 投資事業有限責任組合
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
8. 有償第三者割当 割当先 NVCC 6号投資事業有限責任組合
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
9. 無償減資
10. 有償第三者割当 割当先 株式会社新生銀行、MS I V C 2008 V 投資事業有限責任組合
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
11. 有償第三者割当 割当先 NVCC 6号投資事業有限責任組合
発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
12. 有償第三者割当 割当先 株式会社産業革新機構
発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

13. A種優先株主、B種優先株主、C種優先株式主及びD種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
14. 平成28年4月11日付取締役会決議により、平成28年4月21日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を全て消却致しました。
15. 平成28年4月22日の取締役会決議により、平成28年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成28年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	1	22	－	－	28	52	－
所有株式数 （単元）	－	440	50	10,216	－	－	2,170	12,876	710
所有株式数の 割合（％）	－	3.4	0.4	79.3	－	－	16.9	100	－

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,287,600	12,876	—
単元未満株式	普通株式 710	—	—
発行済株式総数	1,288,310	—	—
総株主の議決権	—	12,876	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成20年9月29日定時株主総会決議)

会社法に基づき、社外コンサルタントに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年9月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年9月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	社外コンサルタント 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年 2月 7日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の代表取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年 2月 7日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 2月 7日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成28年 4月 22日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成28年 4月 22日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成28年 4月 22日
付与対象者の区分及び人数 (名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成26年7月1日～平成27年6月30日)	—	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式	6,500	—
	B種優先株式	12,000	
	C種優先株式	77,080	
	D種優先株式	50,000	

(注) A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式177,080株を交付致しました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	A種優先株式	—	—	6,500	—
	B種優先株式			12,000	
	C種優先株式			77,080	
	D種優先株式			50,000	
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株 式	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

(注) 平成28年4月11日付取締役会決議により、平成28年4月21日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を全て消却致しました。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在成長過程にあると考えていることから、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズにこたえる技術・製造開発体制を強化し、さらには事業拡大のため有効投資を行うことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、新規事業展開のための投資、既存事業の規模拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は現在は配当を行っておりませんが、将来的に配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施していく方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性11名 女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	越智 晶	昭和45年12月21日	平成5年4月 株式会社ノエビア入社 平成12年4月 株式会社大前・ビジネス・ ディベロップメント入社 平成14年5月 株式会社御美商（現株式会 社ジーエムエス）取締役 （非常勤） 平成15年5月 同社 取締役副社長 平成15年12月 当社設立 代表取締役社長 （現任） 平成18年9月 インバースプロダクツ株式 会社 取締役 平成20年9月 同社 代表取締役社長（現 任） 平成24年9月 株式会社御美商（現株式会 社ジーエムエス）代表取締 役社長 平成26年9月 株式会社ジーエムエス取締 役会長（現任）	(注) 3	124,760
取締役	最高技術 責任者兼 製造部長	堀内 賢一	昭和22年5月30日	昭和43年4月 日平産業株式会社（現コマ ツN T C株式会社）入社 平成5年4月 同社新規事業部 部長 平成16年2月 当社入社 取締役開発部長 平成16年4月 アールインバーサテック株 式会社 取締役 平成18年9月 インバースプロダクツ株式 会社 取締役（現任） 平成26年9月 当社取締役 最高技術責任 者 平成28年2月 当社取締役 最高技術責任 者兼製造部長（現任）	(注) 3	2,500
取締役	経営管理部長	大谷 淳	昭和40年9月30日	平成元年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成12年2月 株式会社ネット・タイム 入社 平成17年8月 同社 取締役 平成20年1月 当社入社 経営管理部長 平成26年9月 当社取締役 経営管理部長 （現任）	(注) 3	500
取締役	事業開発部長	加志村 竜彦	昭和49年1月14日	平成8年4月 三菱化学株式会社 入社 平成16年8月 当社入社 平成18年8月 住友化学株式会社 入社 平成26年4月 当社入社 事業開発部長 平成26年9月 当社取締役 事業開発部長 （現任） 平成26年9月 株式会社ジーエムエス 取締役（現任）	(注) 3	750
取締役	研究開発部長	松村 順也	昭和54年9月28日	平成17年4月 当社入社 平成25年12月 当社開発部開発課長兼製造 部次長 平成26年9月 当社取締役 研究開発部長 （現任）	(注) 3	500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	瀧澤 陵	昭和54年10月12日	平成13年9月 株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）入社 平成18年6月 同社運行管理部部長 平成22年4月 同社営業部長兼運行管理部部長 平成22年9月 同社取締役 平成26年9月 当社取締役（現任） 平成26年9月 株式会社ジーエムエス代表取締役社長（現任）	(注) 3	5,000
取締役	—	鮫島 卓	昭和32年1月4日	昭和56年4月 東京リース株式会社入社 平成3年1月 国際ファイナンス株式会社（現AGキャピタル株式会社）入社 平成16年9月 当社 取締役（現任） 平成20年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現AGキャピタル株式会社）代表取締役社長（現任）	(注) 3	—
取締役	—	山中 尚哉	昭和33年4月30日	昭和56年4月 住江織物株式会社入社 平成16年9月 株式会社スミノエ出向 平成20年4月 同社 MD部 商品部 部長 平成23年7月 当社 取締役（現任） 平成27年9月 株式会社スミノエ コントラクト事業部商品部 部長（現任）	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	小林 孝実	昭和10年7月20日	昭和33年4月 日平産業株式会社（現コマツNTC株式会社）入社 昭和55年8月 同社 財務部長 昭和59年10月 株式会社日平トヤマ（現コマツNTC株式会社）社長室企画部長 昭和62年6月 同社 取締役管理本部管理部長 平成2年6月 同社 常務取締役管理本部本部長 平成3年10月 同社 常務取締役第2工機事業本部長 平成7年6月 KTコンサルティングサービス 代表 平成9年2月 株式会社ソフテック代表取締役社長 平成16年6月 アールインバーサテック株式会社 監査役 平成17年9月 当社 監査役（現任） 平成18年10月 株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）監査役（現任） 平成21年9月 インバースプロダクツ株式会社 監査役（現任）	(注) 4	500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	—	片岡 敬三	昭和18年3月24日	平成6年3月 有限会社マーキュリー 代表取締役 (現任) 平成12年7月 株式会社大前・アンド・アソシエーツ 取締役 平成12年8月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメント 監査役 平成12年10月 有限会社有機市場 監査役 平成13年5月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメント C F O 平成16年6月 ケンコーコム株式会社 社外監査役 平成17年2月 有限会社カスタネットクラブ 取締役 平成17年6月 株式会社ホスピタルマネジメント研究所 監査役 (現任) 平成18年1月 リアルコム株式会社 社外監査役 平成19年6月 日本調剤株式会社 社外取締役 平成19年6月 ケンコーコム株式会社 取締役 平成23年6月 同社監査役 平成26年9月 当社監査役 (現任) 平成27年6月 株式会社ウォーターダイレクト監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役 (非常勤)	—	丸吉 龍一	昭和51年6月3日	平成14年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成18年5月 公認会計士登録 平成22年2月 公認会計士丸吉龍一事務所開設 (現任) 平成23年8月 税理士登録 平成24年2月 ライブラ税理士法人設立、代表 (現任) 平成26年9月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
計						134,510

- (注) 1. 取締役鯨島卓、山中尚哉は、社外取締役であります。
2. 監査役片岡敬三、丸吉龍一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は平成28年4月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は平成28年4月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

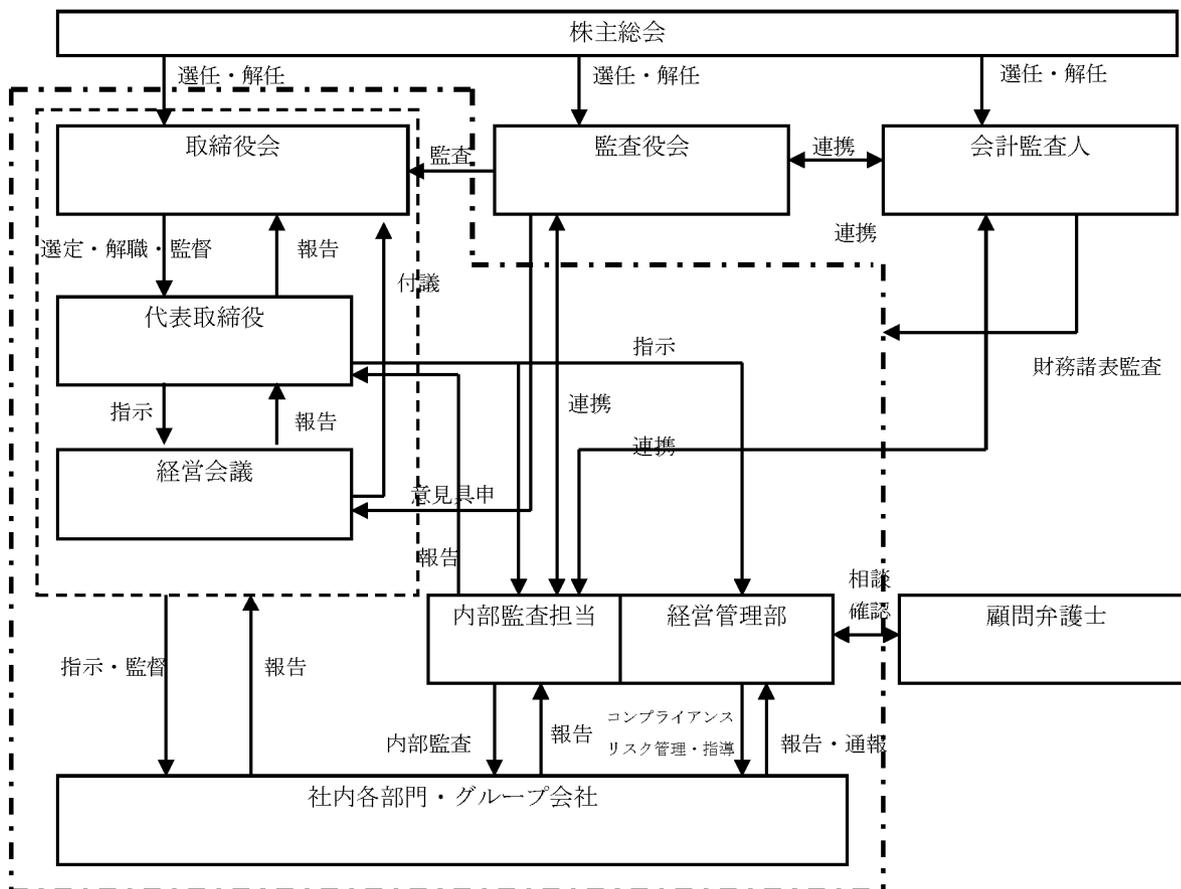
当社は、公正かつ透明な企業活動を目指すことを経営の基本方針としております。この方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の基本説明

当社は、監査役会制度を採用しており、内部統制システム及び業務執行監査体制の充実に努めております。また、当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

② 当社のコーポレート・ガバナンス体制図（本書提出日現在）



③ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 取締役会

取締役会は、取締役8名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催され経営に関する重要事項を審議・決定しております。

ロ. 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催しております。監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な会議へ出席し、取締役の執行について適宜意見を述べております。また、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。

ハ、経営会議

経営会議は社内取締役6名、常勤監査役1名の7名で構成され、原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時で開催され、業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。

ニ、内部統制システム整備の状況

内部統制につきましては、当社としては内部統制機能の充実を図り、社内のより高い企業倫理の確立に向けて努力しており、以下の項目について定められた、業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針を定めております。当該方針は、平成26年6月27日の取締役会にて制定し、平成28年3月18日の取締役会で改定した上で運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
7. 監査役を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
8. 当社及び子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
9. 上記8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保する体制
10. 監査役を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
11. その他監査役が実効的におこなわれることを確保するための体制
12. 反社会的勢力を排除するための体制

④ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の代表取締役として任命しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。

また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社監査役並びに内部監査担当者は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社社長に報告することとなっております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置していませんが、代表取締役の指示により内部監査担当者（2名）が内部監査業務を執り行っております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、内部監査結果に関し代表取締役及び監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

監査役監査につきましては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、また、内部監査担当者から内部監査に関し適宜報告を受けております。なお、取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、積極的に意見の表明を行っており充分な経営チェックを行える体制が整っております。

内部監査担当者、監査役及び会計監査人との間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の川口宗夫氏及び鳥羽正浩氏の2名であり、監査業務に係る補助者（公認会計士8名、その他4名）とともに定期的、さらに必要に応じて監査業務を行っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はございません。会計監査人は、監査役と年間監査計画の確認を行うとともに監査結果の報告を行っております。また、経営者や監査役会と適宜情報・意見交換等を行っております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役鮫島卓は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。経営者として経験を積まれており、内部統制やコンプライアンスに関する的確なご助言を頂きたいため選任しております。

社外取締役山中尚哉が所属する株式会社スミノエは、当社株式を保有する住江織物株式会社の子会社であり、当社からの製品購入等の取引がありますが、同氏と当社が直接利害関係を有するものではありません。同氏は、大手企業の製品製造に関する管理統制に関し豊富な経験をお持ちのため、当社の製造業務に関する的確なご助言を頂きたいため選任しております。

社外監査役片岡敬三は、株式会社ホスピタルマネジメント研究所監査役及び株式会社ウォーターダイレクト監査役を兼任しております。当社は、各社との人的関係、資金的関係その他の利害関係はありません。同氏がこれまで培ってきた監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため選任しております。

社外監査役丸吉龍一は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。

また、社外取締役及び社外監査役個人と当社との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑨ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役についてはそれぞれが期待する役割を十分に果たせるように損害賠償責任を限定することができる旨定款に定めており、実際に社外取締役2名並びに社外監査役2名と責任限定契約を締結しております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、損失の危機（リスク）について、経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定しております。また、リスク管理体制は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に対応できる体制を整備しており、取締役会及び経営会議での意思決定体制及び内部監査、監査役監査、会計監査人監査等のチェック体制を厳格、適切に運用することにより、リスクを未然に防止することが可能であると考えております。

また、会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査人は公正不偏の立場で監査を実施しております。また、顧問弁護士には、法律上の判断が必要な場合に随時、相談・確認するなど経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

(3) 役員報酬の内容

- ① 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(当事業年度)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	29,100	29,100	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	3,000	3,000	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	2
社外監査役	1,800	1,800	—	—	—	2

- ② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- ③ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

- ④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等については、会社全体の業績、業績に対する個人の貢献度、他社の役員報酬データ等を踏まえて優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

- (4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

- (5) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

- (6) 剰余金の配当（中間配当）の決定機関

当社は、剰余金の配当（中間配当）について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当（中間配当）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

- (7) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	9,300	—	13,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	9,300	—	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し、両社協議の上適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前連結会計年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）及び当事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人等の行う研修・セミナーに参加して、各種情報を取得しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 680,603	※1 808,611
受取手形及び売掛金	199,943	237,129
商品及び製品	4,160	6,486
仕掛品	1,251	568
原材料及び貯蔵品	6,905	6,233
前払費用	16,306	27,746
繰延税金資産	495	—
その他	1,550	4,778
貸倒引当金	△841	△1,033
流動資産合計	910,377	1,090,521
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 99,342	66,503
機械装置及び運搬具	※1 492,572	504,031
工具、器具及び備品	※1 50,940	58,212
土地	※1 218,422	※1 102,100
リース資産	46,721	53,971
建設仮勘定	—	1,079
減価償却累計額	△512,368	△509,663
有形固定資産合計	395,631	276,234
無形固定資産	489	489
投資その他の資産		
繰延税金資産	279	398
敷金及び保証金	29,102	34,937
その他	5,603	1,721
貸倒引当金	△1,161	△1,051
投資その他の資産合計	33,823	36,005
固定資産合計	429,944	312,730
資産合計	1,340,321	1,403,251

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,002	38,800
短期借入金	50,000	※1 4,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 292,405	※1 239,994
リース債務	6,941	10,013
未払金	78,743	88,344
未払費用	※1 83,541	28,200
未払法人税等	30,765	17,376
未払消費税等	17,955	30,669
賞与引当金	8,800	7,800
繰延税金負債	—	117
その他	4,334	3,768
流動負債合計	607,488	469,083
固定負債		
社債	150,000	—
長期借入金	※1 477,060	※1 785,295
リース債務	29,326	24,661
長期未払金	22,346	—
固定負債合計	678,733	809,956
負債合計	1,286,221	1,279,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金	348,038	348,038
利益剰余金	△593,938	△523,827
株主資本合計	54,099	124,211
純資産合計	54,099	124,211
負債純資産合計	1,340,321	1,403,251

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	759,926
受取手形及び売掛金	333,231
商品及び製品	7,870
仕掛品	208
原材料及び貯蔵品	10,475
その他	71,263
貸倒引当金	△990
流動資産合計	1,181,985
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	74,417
機械装置及び運搬具	545,344
工具、器具及び備品	63,232
土地	102,100
リース資産	77,820
建設仮勘定	2,343
減価償却累計額	△540,230
有形固定資産合計	325,027
無形固定資産	1,127
投資その他の資産	
投資その他の資産	45,340
貸倒引当金	△1,051
投資その他の資産合計	44,289
固定資産合計	370,443
資産合計	1,552,429
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	44,029
短期借入金	15,000
1年内返済予定の長期借入金	217,284
未払法人税等	67,677
引当金	7,922
その他	219,833
流動負債合計	571,746
固定負債	
長期借入金	684,442
その他	41,475
固定負債合計	725,917
負債合計	1,297,664
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	348,038
利益剰余金	△393,273
株主資本合計	254,765
純資産合計	254,765
負債純資産合計	1,552,429

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	1,702,227	1,809,389
売上原価	1,267,501	1,284,134
売上総利益	434,725	525,255
販売費及び一般管理費	※1, ※2 305,078	※1, ※2 345,518
営業利益	129,646	179,737
営業外収益		
受取利息	54	159
受取配当金	19	14
貸倒引当金戻入額	200	206
受取補償金	181	181
自動販売機収入	109	78
受取還付金	—	1,003
その他	328	559
営業外収益合計	893	2,203
営業外費用		
支払利息	25,337	24,853
株式交付費	1,750	—
株式上場準備費用	—	7,843
その他	786	212
営業外費用合計	27,873	32,909
経常利益	102,666	149,030
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,674	※3 667
特別利益合計	1,674	667
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 546
固定資産除却損	※5 754	—
減損損失	—	※6 41,822
事務所移転費用	—	4,128
特別損失合計	754	46,497
税金等調整前当期純利益	103,586	103,199
法人税、住民税及び事業税	35,196	32,594
法人税等調整額	△413	493
法人税等合計	34,783	33,088
少数株主損益調整前当期純利益	68,803	70,111
当期純利益	68,803	70,111

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	68,803	70,111
包括利益	68,803	70,111
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	68,803	70,111
少数株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成28年3月31日)
売上高	1,597,385
売上原価	1,102,523
売上総利益	494,861
販売費及び一般管理費	290,621
営業利益	204,240
営業外収益	
受取利息	121
受取保険料	1,705
その他	925
営業外収益合計	2,751
営業外費用	
支払利息	11,142
株式上場準備費用	2,729
その他	82
営業外費用合計	13,953
経常利益	193,038
特別利益	
固定資産売却益	2,199
特別利益合計	2,199
特別損失	
固定資産除却損	36
特別損失合計	36
税金等調整前四半期純利益	195,202
法人税等	64,648
四半期純利益	130,553
親会社株主に帰属する四半期純利益	130,553

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
四半期純利益	130,553
四半期包括利益	130,553
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	130,553
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	98,038	△662,741	△514,703	△514,703
当期変動額					
新株の発行	250,000	250,000		500,000	500,000
当期純利益			68,803	68,803	68,803
当期変動額合計	250,000	250,000	68,803	568,803	568,803
当期末残高	300,000	348,038	△593,938	54,099	54,099

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	300,000	348,038	△593,938	54,099	54,099
当期変動額					
当期純利益			70,111	70,111	70,111
当期変動額合計	—	—	70,111	70,111	70,111
当期末残高	300,000	348,038	△523,827	124,211	124,211

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	103,586	103,199
減価償却費	36,747	45,005
減損損失	—	41,822
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,191	82
賞与引当金の増減額 (△は減少)	800	2,497
受取利息及び受取配当金	△73	△173
支払利息	25,337	24,853
為替差損益 (△は益)	△2	△1
株式交付費	1,750	—
固定資産除売却損益 (△は益)	△920	△120
事務所移転費用	—	4,128
売上債権の増減額 (△は増加)	△38,816	△37,076
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,592	△969
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,571	4,797
未払費用の増減額 (△は減少)	△156,459	△50,556
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,659	12,714
未収消費税等の増減額 (△は増加)	2,391	—
その他	△46,456	△5,881
小計	△57,483	144,323
利息及び配当金の受取額	75	173
利息の支払額	△24,702	△26,314
法人税等の支払額	△24,582	△44,888
営業活動によるキャッシュ・フロー	△106,692	73,294
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△179,002	△21,652
定期預金の払戻による収入	28,800	73,800
有形固定資産の取得による支出	△15,663	△33,986
有形固定資産の売却による収入	2,435	75,288
敷金及び保証金の差入による支出	△1	△9,733
敷金及び保証金の戻入による収入	500	1,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	△162,931	85,425
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	18,850	△46,000
長期借入れによる収入	380,000	740,000
長期借入金の返済による支出	△198,054	△484,176
社債の償還による支出	—	△150,000
株式の発行による収入	498,250	—
リース債務の返済による支出	△6,637	△8,843
割賦債務の返済による支出	△7,200	△29,546
財務活動によるキャッシュ・フロー	685,208	21,433
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	415,586	180,155
現金及び現金同等物の期首残高	90,093	505,679
現金及び現金同等物の期末残高	※ 505,679	※ 685,834

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ジーエムエス

インバースプロダクツ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a 商品・製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

d 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～26年

機械装置及び運搬具 2～8年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ジーエムエス

インバースプロダクツ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a 商品・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

d 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～26年

機械装置及び運搬具 2～8年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度（自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
現金及び預金	113,424千円	113,427千円
建物及び構築物	730	—
機械装置及び運搬具	44,234	—
工具、器具及び備品	0	—
土地	102,100	102,100
計	260,488	215,527

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
未払費用	47,563千円	—千円
短期借入金	—	4,000
1年内返済予定の長期借入金	166,192	28,800
長期借入金	173,908	187,480
計	387,663	220,280

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
役員報酬	25,760千円	43,650千円
給与手当	84,068	87,834
法定福利費	37,795	19,848
賞与引当金繰入額	1,131	845
貸倒引当金繰入額	—	288
運搬費	56,391	66,753

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
研究開発費	16,457千円	24,184千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
機械装置及び運搬具	1,249千円	648千円
工具、器具及び備品	424	18
計	1,674	667

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
建物及び構築物	—千円	20千円
機械装置及び運搬具	—	526
計	—	546

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
建物及び構築物	754千円	—千円
計	754	—

※6 減損損失

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都葛飾区	売却予定資産	土地	41,822千円

当社グループは売却予定資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

株式会社ジーエムエスにおいて資材置場等として利用していた土地について、売却の意思決定をしたことから回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

なお、上記の資産については、当連結会計年度末までに売却しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	80,582	—	—	80,582
A種優先株式	6,500	—	—	6,500
B種優先株式	12,000	—	—	12,000
C種優先株式	77,080	—	—	77,080
D種優先株式(注)1	—	50,000	—	50,000
合計	176,162	50,000	—	226,162

(注) 1. D種優先株式数の増加50,000株は、平成25年12月25日第三者割当増資によるものであります。

2. 平成28年4月11日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式4株、B種優先株式1株につき普通株式2株、C種優先株式1株及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成28年4月21日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を消却しております。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第1回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	—	—	—	—	—	
	第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	—	—	—	—	—	
	第4回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	—	—	—	—	—	
	第5回新株予約権	普通株式	1,000	—	—	1,000	
	第6回新株予約権(注)1	普通株式	80,000	—	—	80,000	
	第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)(注)2	—	—	—	—	—	
合計	—	81,000	—	—	81,000	—	

(注) 1. 平成28年5月11日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日は到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	80,582	—	—	80,582
A種優先株式	6,500	—	—	6,500
B種優先株式	12,000	—	—	12,000
C種優先株式	77,080	—	—	77,080
D種優先株式	50,000	—	—	50,000
合計	226,162	—	—	226,162

(注) 平成28年4月11日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式4株、B種優先株式1株につき普通株式2株、C種優先株式1株及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成28年4月21日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を消却しております。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第4回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第5回新株予約権 (注) 1	普通株式	1,000	—	1,000	—	—
	第6回新株予約権 (注) 2	普通株式	80,000	—	—	80,000	—
	第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権) (注) 3	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	81,000	—	1,000	80,000	—

- (注) 1. 第5回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使期間満了によるものであります。
 2. 平成28年5月11日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
 3. 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日は到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	680,603千円	808,611千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△174,924	△122,777
現金及び現金同等物	505,679	685,834

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、産業廃棄物処理事業における車両 (機械装置及び運搬具) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、産業廃棄物処理事業における車両 (機械装置及び運搬具) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金には、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほぼすべてが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営管理部が資金繰計画表に基づき、適時に更新をすることにより管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	680,603	680,603	—
(2) 受取手形及び売掛金	199,943	199,943	—
資産計	880,547	880,547	—
(1) 未払金	78,743	78,743	—
(2) 未払費用	83,541	83,541	—
(3) 社債	150,000	155,017	5,017
(4) 長期借入金 (*)	769,465	807,493	38,027
負債計	1,081,749	1,124,795	43,045

(*) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	680,603	—	—	—
受取手形及び売掛金	199,943	—	—	—
合計	880,547	—	—	—

3. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	50,000	100,000	—	—
長期借入金	292,405	145,903	120,708	92,528	49,363	68,558
合計	292,405	145,903	170,708	192,528	49,363	68,558

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金には、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほぼすべてが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が資金繰計画表に基づき、適時に更新をすることにより管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	808,611	808,611	—
(2) 受取手形及び売掛金	237,129	237,129	—
資産計	1,045,741	1,045,741	—
(1) 未払金	88,344	88,344	—
(2) 長期借入金 (*)	1,025,289	1,064,095	38,806
負債計	1,113,633	1,152,439	38,806

(*) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	808,611	—	—	—
受取手形及び売掛金	237,129	—	—	—
合計	1,045,741	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	239,994	320,464	196,831	142,760	65,400	59,840

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成26年6月30日）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券
該当事項はありません。
4. 売却したその他有価証券
該当事項はありません。

当連結会計年度（平成27年6月30日）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券
該当事項はありません。
4. 売却したその他有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成26年6月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

当連結会計年度（平成27年6月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

当社グループは、退職給付制度を採用しておりません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社グループは、退職給付制度を採用しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 子会社役員 1名 社外コンサルタント 1名	取締役 1名 子会社取締役 4名 子会社監査役 1名 顧問 1名 使用人(子会社含む) 44名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 12,700株 (注)2	普通株式 690株
付与日	平成16年2月26日	平成17年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	自 平成16年2月26日 至 平成26年2月25日	自 平成17年6月30日 至 平成27年6月29日

	第4回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外コンサルタント 1名	取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,965株 (注)3	普通株式 50,000株 (注)3
付与日	平成20年10月1日	平成26年2月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	自 平成22年9月30日 至 平成30年9月29日	自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年6月29日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 平成28年5月11日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	50,000 (注) 2
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	50,000 (注) 2
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,700 (注) 1	250	1,965 (注) 2	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	2,700 (注) 1	8	—	—
未行使残	—	242	1,965 (注) 2	—

(注) 1. 平成17年6月29日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 平成28年5月11日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000 (注) 1	13,228	4,576 (注) 2	1,000 (注) 2
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 1. 平成17年6月29日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。
2. 平成28年5月11日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
② 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 子会社取締役 4名 子会社監査役 1名 顧問 1名 使用人（子会社含む）44名	社外コンサルタント 1名	取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 690株	普通株式 1,965株（注）	普通株式 50,000株（注）
付与日	平成17年6月30日	平成20年10月1日	平成26年2月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。	対象勤務期間は定めており ません。
権利行使期間	自 平成17年6月30日 至 平成27年6月29日	自 平成22年9月30日 至 平成30年9月29日	自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年5月11日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載してありま
す。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・
オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	50,000（注）
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	50,000（注）
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	242	1,965（注）	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	242	—	—
未行使残	—	1,965（注）	—

（注）平成28年5月11日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載してあります。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	13,228	4,576 (注)	1,000 (注)
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成28年5月11日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ② 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,078千円
未払金	4,742
繰越欠損金	735,662
その他	2,437
小計	745,920
評価制引当額	△742,897
計	3,023
繰延税金負債	
未払費用	△2,248
計	△2,248
繰延税金資産の純額	774

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	2.9
法人税額の特別控除額	△2.5
軽減税率適用による影響	△0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	46.8
評価性引当額の増減額	△51.9
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,637千円
未払金	1,962
繰越欠損金	691,107
その他	3,843
小計	698,550
評価制引当額	△696,330
計	2,220
繰延税金負債	
未払費用	△1,939
計	△1,939
繰延税金資産の純額	281

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	2.8
軽減税率適用による影響	△0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	95.3
評価性引当額の増減額	△102.0
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が取り扱うサービス・製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、会社又は事業部を基礎としたサービス・製品別のセグメントから構成されており、「再生樹脂製造販売事業」及び「産業廃棄物処理事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生樹脂製造販売事業」は、首都圏を中心に製品の原料となる使用済みタイルカーペットの処分受託を行っており、また調達した使用済みタイルカーペットを切削又は、粉碎加工することにより生成された再生樹脂を販売しております。「産業廃棄物処理事業」は、首都圏を中心に産業廃棄物の中間処理・再資源化事業及び収集運搬事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント資産及び負債は、連結調整前の数値であります。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	再生樹脂製造販売事業	産業廃棄物処理事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	624,876	1,077,351	1,702,227
セグメント間の内部売上高又は振替高	40,103	735	40,838
計	664,980	1,078,086	1,743,066
セグメント利益	5,213	92,614	97,828
セグメント資産	777,298	658,444	1,435,743
その他の項目			
減価償却費	28,381	8,365	36,747
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	10,687	39,390	50,078

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	1,743,066
セグメント間取引消去	△40,838
連結財務諸表の売上高	1,702,227

（単位：千円）

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	97,828
セグメント間取引消去	31,818
連結財務諸表の営業利益	129,646

（単位：千円）

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	1,435,743
セグメント間の債権の相殺消去	△95,421
連結財務諸表の資産合計	1,340,321

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	全社・消去	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	36,747	—	—	36,747
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	50,078	—	—	50,078

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が取り扱うサービス・製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、会社又は事業部を基礎としたサービス・製品別のセグメントから構成されており、「再生樹脂製造販売事業」及び「産業廃棄物処理事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生樹脂製造販売事業」は、首都圏を中心に製品の原料となる使用済みタイルカーペットの処分受託を行っており、また調達した使用済みタイルカーペットを切削又は、粉碎加工することにより生成された再生樹脂を販売しております。「産業廃棄物処理事業」は、首都圏を中心に産業廃棄物の中間処理・再資源化事業及び収集運搬事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント資産及び負債は、連結調整前の数値であります。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	再生樹脂製造販売事業	産業廃棄物処理事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	700,226	1,109,163	1,809,389
セグメント間の内部売上高又は振替高	21,090	1,996	23,087
計	721,317	1,111,159	1,832,477
セグメント利益	6,394	133,728	140,122
セグメント資産	834,779	574,089	1,408,868
その他の項目			
減価償却費	31,516	13,496	45,013
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24,909	17,021	41,930

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	1,832,477
セグメント間取引消去	△23,087
連結財務諸表の売上高	1,809,389

（単位：千円）

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	140,122
セグメント間取引消去	39,801
未実現利益の調整額	△186
連結財務諸表の営業利益	179,737

（単位：千円）

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	1,408,868
セグメント間の債権の相殺消去	△5,430
未実現利益の調整額	△186
連結財務諸表の資産合計	1,403,251

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	45,013	—	△8	45,005
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	41,930	—	△195	41,735

（注） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、未実現利益の調整額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友商事株式会社	290,300	再生樹脂製造販売事業

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友商事株式会社	340,598	再生樹脂製造販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		計	全社・消去	合計
	再生樹脂製造販売事業	産業廃棄物処理事業			
減損損失	—	41,822	41,822	—	41,822

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	住友商事株式会社	東京都中央区	219,300	総合商社	被所有 直接 10.5	当社製品の販売	製品の販売 (注) 1	290,300	売掛金	27,973

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 再生樹脂製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	越智 晶	東京都港区	-	役員	被所有 直接 11.0	当社取締役債務被保証資金の援助	資金の借入 (注) 1	200	—	—
							銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	440,260	—	—
							リース契約に対する債務被保証 (注) 3	112	—	—
							子会社の銀行借入に対する債務被保証 (注) 4	302,955	—	—
							子会社のリース契約に対する債務被保証 (注) 5	33,337	—	—
							子会社の設備賃借に対する債務被保証 (注) 6	55,796	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取締役越智晶より資金の借入をしております。なお、利息の支払は行っておりません。

2. 銀行借入に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. リース契約に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

4. 子会社株式会社ジーエムエスの銀行借入に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

5. 子会社株式会社ジーエムエス及びインバースプロダクツ株式会社のリース契約に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

6. 子会社インバースプロダクツ株式会社の設備賃借に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	住友商事株式会社	東京都中央区	219,300	総合商社	被所有 直接 10.5	当社製品の販売	製品の販売 (注) 1	340,598	売掛金	33,766

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 再生樹脂製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	越智 晶	東京都港区	-	役員	被所有 直接 11.0	当社取締役債務保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	766,439	—	—
							リース契約に対する債務被保証 (注) 2	18	—	—
							子会社の銀行借入に対する債務被保証 (注) 3	189,530	—	—
							子会社のリース契約に対する債務被保証 (注) 4	30,231	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行借入に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. リース契約に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 子会社株式会社ジーエムエス及び子会社インバースプロダクツ株式会社の銀行借入に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 子会社株式会社ジーエムエスのリース契約に対して取締役越智晶より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	瀧澤 陵	東京都墨田区	-	役員	被所有 直接 0.4	当社取締役 債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	23,320	-	-
							リース契約に対する債務被保証 (注) 2	13,982	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行借入に対して取締役瀧澤陵より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. リース契約に対して取締役瀧澤陵より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成25年7月1日至平成26年6月30日)

	前連結会計年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	△2,683円73銭
1株当たり当期純利益金額	53円41銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成28年5月11日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	68,803
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	68,803
期中平均株式数(株)	1,288,310

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	54,099
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,135,400
うちA種優先株式	130,000
うちB種優先株式	120,000
うちC種優先株式	385,400
うちD種優先株式	500,000
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△1,081,300
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	402,910

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	△2,509円71銭
1株当たり当期純利益金額	54円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成28年5月11日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	70,111
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	70,111
期中平均株式数（株）	1,288,310

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
純資産の部の合計額（千円）	124,211
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	1,135,400
うちA種優先株式	130,000
うちB種優先株式	120,000
うちC種優先株式	385,400
うちD種優先株式	500,000
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	△1,011,188
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	402,910

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の普通株式との交換及び自己株式の消却)

当社は平成28年4月11日付で、定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得した各優先株式について、平成28年4月11日開催の取締役会決議により、平成28年4月21日付で会社法第178条に基づき当該優先株式をすべて消却いたしました。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数	A種優先株式	6,500株
	B種優先株式	12,000株
	C種優先株式	77,080株
	D種優先株式	50,000株
(2) 交換により交付した普通株式		177,080株
(3) 交付後の発行済普通株式数		257,662株

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会及びその後開催された取締役会において、当社の社外協力者に対し変動報酬を目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年4月22日に発行しました。なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(7) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割)

当社は、平成28年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月11日付で以下のとおり株式分割を行っております。また、平成28年4月22日開催の臨時株主総会決議により、平成28年5月11日付で単元株制度採用に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を採用し、それに伴い株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 257,662株

(3) 株式分割による増加株式数

普通株式 1,030,648株

(4) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,288,310株

(5) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 5,000,000株

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割の効力発生日

平成28年5月11日

なお、「1株当たり情報」は当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、これによる影響は当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計制度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 平成27年7月1日
至 平成28年3月31日)

減価償却費

27,592千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	再生樹脂製造 販売事業	産業廃棄物処 理事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	557,161	1,040,224	1,597,385
セグメント間の内部売上高 又は振替高	20,501	1,410	21,911
計	577,662	1,041,634	1,619,297
セグメント利益又は損失(△)	△3,269	176,994	173,725

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	173,725
セグメント間取引消去	30,497
未実現利益の調整額	17
四半期連結損益計算書の営業利益	204,240

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	101円34銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	130,553
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	130,553
普通株式の期中平均株式数(株)	1,288,310
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の普通株式との交換及び自己株式の消却)

当社は平成28年4月11日付で、定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得した各優先株式について、平成28年4月11日開催の取締役会決議により、平成28年4月21日付で会社法第178条に基づき当該優先株式をすべて消却いたしました。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数	A種優先株式	6,500株
	B種優先株式	12,000株
	C種優先株式	77,080株
	D種優先株式	50,000株
(2) 交換により交付した普通株式		177,080株
(3) 交付後の発行済普通株式数		257,662株

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会及びその後開催された取締役会において、当社の社外協力者に対し変動報酬を目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年4月22日に発行しました。なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割)

当社は、平成28年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月11日付で以下のとおり株式分割を行っております。また、平成28年4月22日開催の臨時株主総会決議により、平成28年5月11日付で単元株制度採用に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を採用し、それに伴い株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 257,662株

(3) 株式分割による増加株式数

普通株式 1,030,648株

(4) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,288,310株

(5) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 5,000,000株

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割の効力発生日

平成28年5月11日

なお、「1株当たり情報」は当該株式分割が期首に行われたと仮定して計算しており、これによる影響は当該箇所反映されております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
リファインバース 株式会社	第1回無担保社債	平成23年8月31日	50,000	—	2.0%	なし	平成28年 8月31日
リファインバース 株式会社	第2回無担保社債	平成24年8月10日	100,000	—	2.0%	なし	平成29年 8月10日
合計	—	—	150,000	—	—	—	—

(注) 社債は当連結会計年度において全額、償還済であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	4,000	0.80	—
1年以内に返済予定の長期借入金	292,405	239,994	1.30	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,941	10,013	5.58	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	477,060	785,295	1.32	平成29年3月～ 平成34年6月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	29,326	24,661	5.45	平成28年7月～ 平成33年4月
その他有利子負債				
未払金（1年以内に返済予定）	7,200	—	—	—
長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く。）	22,346	—	—	—
合計	885,280	1,063,964	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	320,464	196,831	142,760	65,400
リース債務	9,450	7,821	5,256	1,335

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 465,012	※1 528,528
売掛金	62,825	74,532
商品及び製品	716	1,126
原材料及び貯蔵品	1,731	1,438
前払費用	6,619	13,333
その他	86	27,976
流動資産合計	536,990	646,934
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 35,317	35,979
機械及び装置	※1 374,032	369,187
車両運搬具	※1 2,100	2,100
工具、器具及び備品	※1 4,911	8,263
減価償却累計額	△348,589	△360,002
有形固定資産合計	67,772	55,527
投資その他の資産		
関係会社株式	191,000	191,000
出資金	150	150
関係会社長期貸付金	37,504	—
長期前払費用	136	—
敷金及び保証金	21,563	28,054
投資その他の資産合計	250,354	219,204
固定資産合計	318,127	274,731
資産合計	855,118	921,666

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	259	33,915
短期借入金	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 197,242	190,914
未払金	22,974	25,148
未払費用	※1 83,161	19,618
未払法人税等	5,387	1,874
未払消費税等	4,410	7,870
前受金	1,327	—
預り金	753	1,318
その他	—	25
流動負債合計	365,516	280,684
固定負債		
社債	150,000	—
長期借入金	243,018	※1 625,525
関係会社長期借入金	81,412	—
固定負債合計	474,430	625,525
負債合計	839,947	906,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	300,000	300,000
その他資本剰余金	48,038	48,038
資本剰余金合計	348,038	348,038
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△632,867	△632,582
利益剰余金合計	△632,867	△632,582
株主資本合計	15,170	15,456
純資産合計	15,170	15,456
負債純資産合計	855,118	921,666

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	626,282	702,781
売上原価		
製品期首たな卸高	222	716
当期製品製造原価	204,854	203,875
当期製品仕入高	※1 295,529	※1 351,357
合計	500,606	555,949
製品期末たな卸高	716	1,126
製品売上原価	499,890	554,823
売上総利益	126,392	147,958
販売費及び一般管理費	※2, ※3 125,623	※2, ※3 165,640
営業利益又は営業損失(△)	768	△17,681
営業外収益		
受取利息	47	126
受取賃貸料	※1 8,512	※1 9,570
業務受託料	※1 36,954	※1 46,759
その他	126	144
営業外収益合計	45,640	56,600
営業外費用		
支払利息	※1 13,250	※1 13,554
社債利息	3,000	2,252
減価償却費	8,761	9,682
株式交付費	1,750	—
株式上場準備費用	—	7,843
営業外費用合計	26,761	33,332
経常利益	19,647	5,586
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 3
特別利益合計	—	3
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 526
事務所移転費用	—	2,692
特別損失合計	—	3,218
税引前当期純利益	19,647	2,371
法人税、住民税及び事業税	3,015	2,086
法人税等合計	3,015	2,086
当期純利益	16,632	285

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	50,000	48,038	98,038	△649,499	△649,499	△501,461	△501,461
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
当期純利益					16,632	16,632	16,632	16,632
当期変動額合計	250,000	250,000	—	250,000	16,632	16,632	516,632	516,632
当期末残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△632,867	△632,867	15,170	15,170

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△632,867	△632,867	15,170	15,170
当期変動額								
当期純利益					285	285	285	285
当期変動額合計	—	—	—	—	285	285	285	285
当期末残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△632,582	△632,582	15,456	15,456

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～26年
機械及び装置	2年～8年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～26年

機械及び装置 2年～8年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
現金及び預金	100,000千円	100,000千円
建物	730	—
機械及び装置	44,171	—
車両運搬具	63	—
工具、器具及び備品	0	—
計	144,964	100,000

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
未払費用	47,563千円	—千円
1年内返済予定の長期借入金	100,000	—
長期借入金	—	100,000
計	147,563	100,000

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
株式会社ジーエムエス	2,785千円	株式会社ジーエムエス —千円
計	2,785	計 —

次の関係会社等について、リース会社からのリース債務に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
株式会社ジーエムエス	2,521千円	株式会社ジーエムエス 1,600千円
計	2,521	計 1,600

次の関係会社等について、割賦債務について債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
インバースプロダクツ株式会社	55,796千円	インバースプロダクツ株式会社 —千円
計	55,796	計 —

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
当期製品仕入高	290,492千円	341,009千円
受取賃貸料	8,512	9,570
業務受託料	36,954	46,759
支払利息	2,877	373

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.5%、当事業年度23.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.5%、当事業年度77.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
役員報酬	4,760千円	33,900千円
給与手当	30,665	43,560
法定福利費	21,460	10,797
減価償却費	116	171
運搬費	11,026	9,741
支払報酬	15,160	22,451
研究開発費	16,379	15,705

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
研究開発費	16,379千円	15,705千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
工具、器具及び備品	－千円	3千円
計	－	3

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
機械及び装置	－千円	526千円
計	－	526

(有価証券関係)

前事業年度 (平成26年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式191,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成27年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式191,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産	
子会社株式	633,845千円
繰越欠損金	96,937
その他	2,479
繰延税金資産小計	733,262
評価性引当額	△733,262
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割	9.7
法人税額の特別控除	△3.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	245.4
評価性引当額の増減	△275.1
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年6月30日)
繰延税金資産	
子会社株式	568,614千円
繰越欠損金	88,078
その他	2,415
繰延税金資産小計	659,108
評価性引当額	△659,108
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年6月30日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.5
住民税均等割	80.1
法人税額の特別控除	△2.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2,861.6
評価性引当額の増減	△2,894.8
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の普通株式との交換及び自己株式の消却)

当社は平成28年4月11日付で、定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得した各優先株式について、平成28年4月11日開催の取締役会決議により、平成28年4月21日付で会社法第178条に基づき当該優先株式をすべて消却いたしました。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数	A種優先株式	6,500株
	B種優先株式	12,000株
	C種優先株式	77,080株
	D種優先株式	50,000株
(2) 交換により交付した普通株式		177,080株
(3) 交付後の発行済普通株式数		257,662株

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会及びその後開催された取締役会において、当社の社外協力者に対し変動報酬を目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年4月22日に発行しました。なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

(株式分割)

当社は、平成28年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月11日付で以下のとおり株式分割を行っております。また、平成28年4月22日開催の臨時株主総会決議により、平成28年5月11日付で単元株制度採用に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を採用し、それに伴い株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 257,662株

(3) 株式分割による増加株式数

普通株式 1,030,648株

(4) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,288,310株

(5) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 5,000,000株

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割の効力発生日

平成28年5月11日

5. 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額(千円)	△2,780円35銭	△2,779円64銭
1株当たり当期純利益金額(千円)	12円91銭	0円22銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】 該当事項はありません。

【債券】 該当事項はありません。

【その他】 該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	35,317	1,352	690	35,979	24,461	1,146	11,517
機械及び装置	374,032	3,161	8,006	369,187	328,443	17,451	40,744
車両運搬具	2,100	—	—	2,100	2,057	20	42
工具、器具及び備品	4,911	3,949	598	8,263	5,039	1,226	3,223
有形固定資産計	416,361	8,463	9,295	415,530	360,002	19,845	55,527
長期前払費用	136	—	—	136	136	136	—

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社移転に伴う間仕切り工事	1,352千円
機械及び装置	切削機設備設置	1,771千円
	粉砕機設備設置	1,389千円
	繊維引抜装置等の売却	△8,006千円
工具、器具及び備品	蛍光X線検器購入	2,500千円
	粉砕機リース物件買取	1,276千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりであります。 http://www.r-inverse.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年9月30日	越智源株式会社 代表取締役社長 越智 敏裕	愛媛県今治市南日吉町一丁目2番14号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等(当社役員の子親等内の血族)	C種優先株式 6,000	30,000,000 (5,000) (注) 4	所有者の事情による
平成25年12月24日	アイ・シグマ東京ベンチャー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アイ・シグマ・キャピタル株式会社 代表取締役社長 加納 道章	東京都千代田区神田錦町三丁目23番地	—	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	1,500	150,000 (100) (注) 5	ファンド満期到来による (注) 9
平成26年5月30日	CVC2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ネオステラ・キャピタル株式会社 代表取締役社長 北出 泉	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	—	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	1,250	3,750,000 (3,000) (注) 6	ファンド満期到来による (注) 10
平成26年5月30日	加賀 祐司	東京都葛飾区	—	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社役員の子親等内の血族)	10,330	30,990,000 (3,000) (注) 7	所有者の事情による (注) 11
平成26年5月30日	加賀 すえ子	東京都葛飾区	—	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社役員の子親等内の血族)	2,910	8,730,000 (3,000) (注) 7	所有者の事情による (注) 11
平成26年5月30日	加賀 陽盛	東京都葛飾区	—	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社役員の子親等内の血族)	460	1,380,000 (3,000) (注) 7	所有者の事情による (注) 11
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	堀内 賢一	神奈川県横須賀市	特別利害関係者等(当社の取締役)	100	300,000 (3,000) (注) 7	役員へのインセンティブ付与のため (注) 12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	大谷 淳	東京都世田谷区	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注) 7	役員へのインセンティブ付与のため (注) 12

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	小林 満貴	東京都葛飾区	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	加志村 竜彦	東京都武蔵野市	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	松村 順也	千葉県習志野市	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	工藤 貴光	千葉県佐倉市	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	田中 正博	千葉県千葉市中央区	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	栗須 哲史	千葉県八千代市	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	宮腰 紀子	東京都江東区	当社の従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	小林 孝実	神奈川県横浜市金沢区	特別利害関係者等(当社の常勤監査役)	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	岩本 雅樹	東京都足立区	子会社従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	松崎 学	埼玉県川口市	子会社従業員	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	森本 譲	神奈川県川崎市川崎区	特別利害関係者等(子会社の取締役)	100	300,000 (3,000) (注)7	役員へのインセンティブ付与のため (注)12

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役社長)	岩倉 康夫	東京都台東区	子会社従業員	100	300,000 (3,000) (注) 7	役職員へのインセンティブ付与のため (注) 12
平成26年5月30日	越智 晶	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役社長)	田崎 徹史	埼玉県川口市	子会社従業員	100	300,000 (3,000) (注) 7	役職員へのインセンティブ付与のため (注) 12
平成26年9月30日	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社役員の子親等内の血族)	越智源株式会社代表取締役社長 越智 敏裕	愛媛県今治市南日吉町一丁目2番14号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	8,000	24,000,000 (3,000) (注) 8	所有者の事情による (注) 13
平成28年4月11日	—	—	—	九州ベンチャー投資事業有限責任組合無限責任組合員九州ベンチャーパートナーズ株式会社代表取締役社長 水口 啓	福岡県福岡市早良区百道浜三丁目8番33号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,500 C種優先株式 △2,000 普通株式8,000	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	MS I V C 2008 V 投資事業有限責任組合無限責任組合員三井住友海上キャピタル株式会社代表取締役社長 五十嵐 仁志	東京都中央区八重洲二丁目2番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △7,000 C種優先株式 △12,600 普通株式 26,600	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	NVCC6号投資事業有限責任組合無限責任組合員日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △5,000 C種優先株式 △5,080 普通株式 15,080	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	住友商事株式会社代表取締役社長 中村 邦晴	東京都中央区晴海一丁目8番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △21,000 普通株式 21,000	—	(注) 14

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年4月11日	—	—	—	住江織物株式会社 取締役社長 吉川 一三	大阪府大阪市中央区南船場三丁目11番20号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	C種優先株式 △20,000 普通株式 20,000	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	株式会社新生銀行 代表取締役社長 工藤 英之	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	C種優先株式 △8,800 普通株式 8,800	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	越智 敏裕	愛媛県今治市	特別利害関係者等 (大株主上位10名)(当社役員の子親等内の血族)	C種優先株式 △6,000 普通株式 6,000	—	(注) 14
平成28年4月11日	—	—	—	株式会社産業革新機構 代表取締役社長 勝又 幹英	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	D種優先株式 △50,000 普通株式 50,000	—	(注) 14

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、移動前保有者の取得価格によります。
5. 移動価格の算定方式は、純資産価額法式により算出した価格を基礎とし、当事者間の協議により決定しております。
6. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、類似会社比準方式に基づく評価結果を勘案し算定された価格を基礎に、当事者間での協議により決定しております。
7. 移動価格は、直近取引価格を参考に当事者間で決定しております。
8. 移動価格は、移動前保有者の取得価格を基礎として、当事者間の協議により決定しております。
9. 移動前所有者のファンド満期に伴い当該価格で譲渡先を探したものの、譲渡先が見つからなかったため、移動後所有者である当社代表取締役越智晶に当該価格にて譲渡しております。

10. 移動前所有者のファンド満期に伴い、当該価格で譲渡先を探した結果、当社グループ役員からの取得要望があったことを受け、インセンティブとして譲渡することとしました。しかしながら、移動前所有者の要望により譲渡における事務の簡略化のため、当社代表取締役社長である越智晶へ一時的に譲渡しております。
11. 子会社の創業者の退任に伴い、創業者及びその親族より譲渡の要望があり、安定株主政策を勘案して当該価格での譲渡先を探したものの、安定株主となりうる譲渡先が見つからなかったため、移動後所有者に当該価格にて譲渡しております。
12. 上記（注）10に基づき、取得の要望があった当社グループ役員へのインセンティブ付与のため譲渡しております。
13. 移動前所有者の財産の管理上の理由により譲渡しております。
14. 平成28年4月11日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式4株、B種優先株式1株につき普通株式2株、C種優先株式1株及びD種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。またその後平成28年4月21日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を消却しております。なお、当社は、平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
15. 平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は分割前の株式数及び価格で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成25年12月25日	平成26年2月7日	平成28年4月22日
種類	D種優先株式	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	50,000株	普通株式10,000株	普通株式2,000株
発行価格	10,000円 (注) 3	1株につき5,000円 (注) 4	1株につき10,000円 (注) 5
資本組入額	5,000円	2,500円	5,000円
発行価額の総額	500,000,000円	50,000,000円	20,000,000円
資本組入額の総額	250,000,000円	25,000,000円	10,000,000円
発行方法	有償第三者割当	平成26年2月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年6月30日であります。
2. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、発行時点における当社成長ストーリーを基にDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格に基づき、取得者並びに当社間で協議した結果、決定しております。
4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準方式により算出した価格を勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を勘案して、決定しております。
6. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、その取得と引換にD種優先株式の株主に普通株式を交付するとともに会社法第178条の規定に基づき、平成28年4月21日付で自己株式（D種優先株式）を消却いたしました。
7. 平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は分割前の株式数及び価格で記載しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき5,000円	1株につき10,000円
行使期間	自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日	自 平成28年4月22日 至 平成38年4月22日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社産業革新機構 代表取締役社長 能見 公一 出資金 300,010百万円	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	投資業	50,000	500,000,000 (10,000)	—

(注) 株式会社産業革新機構は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

第7回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
越智 晶 ※1	東京都港区	会社役員	10,000 ※3	50,000,000 (5,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)

第8回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
電通ストラテジック・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 久保田 純一郎 資本金 10百万円 ※2	東京都港区新橋一丁目8番1号	コンサルティング業	2,000 ※4	20,000,000 (10,000)	—

- ※1 代表者への経営に対するインセンティブの付与並びに、度重なる増資の結果株主が分散していたことを背景として将来の行使による安定株主形成を目的に発行しております。
- ※2 当該社外協力者より受けるコンサルティング役務提供に対し、一部を変動報酬として支払うことを目的に発行しております。
- ※3 株数につきましては、平成23年に消却した代表取締役保有の新株予約権個数を考慮して、株主総会決議にて決定しております。
- ※4 株数につきましては、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）に基づく評価結果を勘案し算定された価格を基礎に、報酬総額から計算した新株予約権個数を株主総会決議にて決定しております。
- ※5 平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社産業革新機構 ※1	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	250,000	17.48
越智 晶 ※1, 2	東京都港区	174,760 (50,000)	12.22 (3.50)
MS IVC2008V投資事業有限責任組 合 ※1	東京都中央区八重洲二丁目2番10号	159,000 (26,000)	11.12 (1.82)
住友商事株式会社 ※1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	119,250	8.34
住江織物株式会社 ※1	大阪府大阪市中央区南船場三丁目11番 20号	105,000	7.34
三井住友海上C2005V投資事業有限責 任組合 ※1	東京都中央区八重洲二丁目2番10号	100,000	6.99
株式会社新生銀行 ※1	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3 号	88,000 (44,000)	6.15 (3.08)
NVCC6号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	85,400 (10,000)	5.97 (0.70)
越智 敏裕 ※1, 9	愛媛県今治市	60,500	4.23
九州ベンチャー投資事業有限責任組合 ※1	福岡県福岡市早良区百道浜三丁目8番 33号	53,750	3.76
越智源株式会社 ※10	愛媛県今治市南日吉町一丁目2番14号	40,000	2.80
投資事業組合アドバンスド・ベンチャ ーファンド21	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	31,120	2.18
株式会社大前・ビジネス・ディベロッ プメンツ	東京都千代田区六番町1番7号	16,650	1.16
株式会社AMG	京都府京都市右京区西院東貝川町31番 地	15,630	1.09
ひまわりV2号投資事業有限責任組合	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地 2	15,000	1.05
J A I C - I F 3号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	13,750	0.96
投資事業組合オリックス10号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	12,500	0.87
電通ストラテジック・パートナーズ株 式会社	東京都港区東新橋一丁目8番1号	10,000 (10,000)	0.70 (0.70)
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	7,500	0.52
J A I C 企業育成投資事業有限責任組 合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	7,500	0.52
株式会社明光商会	東京都中央区八丁堀四丁目6番1号	6,250	0.44
瀧澤 陵 ※3, 5	東京都墨田区	5,000	0.35
東海海運株式会社	東京都港区芝浦二丁目2番18号	5,000	0.35
島田 亨	Singapore	5,000	0.35
三喜産業株式会社	東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号	5,000	0.35
神谷 邦明	大阪府豊中市	5,000	0.35
みずほ証券株式会社 ※6	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	0.35
OBDパートナーズ投資事業組合	東京都千代田区六番町1番7号	4,750	0.33

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
テクノロジーシードインキュベーション株式会社	京都府京都市下京区松原通烏丸西入玉津嶋町316番地2	3,750	0.26
堀内 賢一 ※3	神奈川県横須賀市	2,500	0.17
高木 純子	神奈川県相模原市南区	2,500	0.17
植松 夏希	長野県諏訪郡富士見町	2,100	0.15
株式会社ラルク	東京都中央区日本橋兜町1番10号	1,965 (1,965)	0.14 (0.14)
AOF投資組合 ※12	東京都渋谷区神宮前二丁目34番5号	1,250	0.09
山田 亜矢子	東京都新宿区	1,000	0.07
加志村 竜彦 ※3	東京都武蔵野市	750	0.05
小林 孝実 ※4	神奈川県横浜市金沢区	500	0.03
小林 満貴 ※7	東京都葛飾区	500	0.03
松村 順也 ※3	千葉県習志野市	500	0.03
南木 涉	東京都品川区	500	0.03
大谷 淳 ※3	東京都世田谷区	500	0.03
工藤 貴光 ※7	千葉県佐倉市	500	0.03
田中 正博 ※7	千葉県千葉市中央区	500	0.03
栗須 哲史 ※7	千葉県八千代市	500	0.03
宮腰 紀子 ※7	東京都江東区	500	0.03
岩本 雅樹 ※8	東京都足立区	500	0.03
松崎 学 ※8	埼玉県川口市	500	0.03
森本 譲 ※5	神奈川県川崎市川崎区	500	0.03
岩倉 康夫 ※8	東京都台東区	500	0.03
田崎 徹史 ※8	埼玉県川口市	500	0.03
山田 良正	神奈川県横浜市磯子区	400	0.03
西下 孝夫	埼玉県久喜市	250	0.02
小林 幸代 ※11	神奈川県横浜市金沢区	250	0.02
奥平 直樹	東京都世田谷区	250	0.02
計	—	1,430,275 (141,965)	100.00 (9.93)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- ※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
- ※3 特別利害関係者等 (当社取締役)
- ※4 特別利害関係者等 (当社監査役)
- ※5 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
- ※6 特別利害関係者等 (金融商品取引業者)
- ※7 当社の従業員
- ※8 当社子会社の従業員
- ※9 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

※10 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族が総株主の議決権の過半数を所有する会社）

※11 特別利害関係者等（当社監査役の二親等内の血族）

※12 特別利害関係者等（当社監査役が出資持分20%以上保有する資本的關係会社）

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

リファインバース株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川口宗夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鳥羽正浩 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインバース株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

リファインバース株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川口宗夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鳥羽正浩 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインバース株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年6月14日

リファインバース株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川口宗夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鳥羽正浩 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリファインバース株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

リファインバース株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川口宗夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鳥羽正浩 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインバース株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

リファインバース株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口宗夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鳥羽正浩 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインバース株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上